

第9期東京都高齢者保健福祉計画

振り返りシート

重点分野 1 介護予防・フレイル予防と社会参加の推進			
9 期計画策定時の課題	9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
1 介護予防・フレイル予防の推進			
介護予防・フレイル予防の都民の認知度 (P69)	介護予防・フレイル予防や望ましい生活習慣の実践に関する普及啓発を行います (P72)	【在宅支援課】 ・ ホームページやリーフレット等により都が直接普及啓発を行うほか、区市町村が行う普及啓発を支援している。	【在宅支援課】 ・ <u>介護予防・フレイル予防に係る普及啓発を引き続き実施する必要がある。</u>
住民運営の「通いの場」等による介護予防・フレイル予防活動の推進（P70）	住民運営の通いの場の更なる拡大及び機能強化を支援するとともに、高齢者とのつながりを継続するための環境確保に向けた取組を推進します (P73)	【在宅支援課】 ・ 東京都介護予防・フレイル予防推進支援センターの設置、住民主体の通いの場の拡大・機能強化等を推進する職員の配置に対する補助、オンラインツールを活用した予防活動に対する補助により、介護予防・フレイル予防活動に取り組む区市町村を支援している。 ・ さらに、令和 7 年度から、フレイルサポート医と連携した介護予防・フレイル予防に取り組む区市町村への支援を開始している。	【在宅支援課】 ・ <u>介護予防・フレイル予防に係る区市町村支援を引き続き実施する必要がある。</u> ・ <u>医療と連携した介護予防・フレイル予防の取組を引き続き実施する必要がある。</u>
総合事業の取組 (P71)	区市町村における総合事業の実施に係る支援をします (P74)	【在宅支援課】 ・ 東京都介護予防・フレイル予防推進支援センターにおいて、令和 7 年度から総合事業の実施に向けた研修・相談支援を実施するほか、東京都介護予防推進会議における好事例等の展開により区市町村を支援している。	【在宅支援課】 ・ <u>総合事業の実施に係る区市町村支援を引き続き実施する必要がある。</u>
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進（P71）	区市町村における高齢者の保健事業と介護予防との一体的な取組を支援します（P75）	【保健医療局】 ・ 令和 7 年度から全ての区市町村で「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を開始している。 ・ 令和 7 年度以降は、区市町村における取組の質の向上と量の増加を目指し、東京都後期高齢者医療広域連合と連携して必要な情報提供を行うとともに、既に実施している区市町村の取組事例の紹介や助言等により支援している。 ・ 区市町村が重症化予防、フレイル予防、重複・多剤服薬者対策等を一体的に実施するに当たり関係部局間のコーディネートや事業の企画立案などを行う医療専門職等の人材育成について、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター等と連携し支援してきた。	【保健医療局】 ・ <u>区市町村における取組の推進に向け、目標・評価指標の設定や事業の評価・効果検証の手法、企画・調整を行う医療専門職等の確保等について支援が必要</u>
	デジタル技術を活用した健康づくりや介護予防・フレイル予防を推進します（P75）	【施設支援課】 ・ 令和 4 ～ 6 年度に東京都健康長寿医療センターの知見を活かして開発した、スマートウォッチを用いて健康状態の把握やフレイルリスクの検知ができる「東京Chojuアプリ」を、区市町村の介護予防・フレイル予防の取組に活用した。 【保健医療局】 ・ 都インセンティブのひとつである優待サービスの提供に向け、協賛店の確保を進めるとともに、令和 7 年度は 1 4 区市と連携し、都インセンティブの付与を行った。	【施設支援課】 ・ 区市町村の介護・予防フレイル予防の取組における「 <u>東京Chojuアプリ</u> 」の活用を促進する必要がある。 【保健医療局】 ・ より多くの方に「 <u>とうきょう健康応援事業</u> 」を利用してもらえるよう、 <u>連携区市町村数の拡大を図る必要がある。</u>

重点分野 1 介護予防・フレイル予防と社会参加の推進			
9 期計画策定時の課題	9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
2 社会参加の推進			
高齢者の社会参加 (P79)	高齢者の社会参加を促進する 取組を支援します (P79)	【在宅支援課】 ・人生 100 年時代において、多様なニーズを持つ高齢者の生きがいづくりや自己実現に役立つよう、令和 5 年 9 月に開始した社会参加支援のオンラインプラットフォーム「地域参加のトビラ」の機能や連携を強化し、令和 7 年 4 月から「100年活躍ナビ」の運用を開始し、仕事や学び、趣味、地域活動に加え、介護現場でのちょっとしたお手伝いなどの有償ボランティア等の社会参加活動の情報発信（「Chot（ちょっと）介護」）を実施している。 また、地域社会に参加する機会を提供する区市町村などの取組を支援している。 ・老人クラブによるボランティア活動、生きがいを高めるための活動、健康づくりを進める活動等を支援している。 【生活文化局】 <東京ボランティア・市民活動センター事業補助 > ・東京ボランティア・市民活動センターが運営するウェブサイト「ボラ市民ウェブ」や各種SNS等を活用し、区市町村ボランティアセンターなど関係機関とも協力して、ボランティアや市民活動への参加・理解につながるような情報発信に取り組んだ。また、市民の様々な地域とのつながりや体験の積み重ねが進むよう、東京ボランティア・市民活動センターと区市町村ボランティアセンターが連携して市民学習事業を推進した。 <東京ボランティアレガシーネットワークの運営> ・東京ボランティアレガシーネットワークを通じて、ボランティア同士の交流やボランティア団体の取組を紹介するイベント等を実施し、活動のモチベーション維持向上や裾野拡大、ボランティア活動参加のきっかけづくりを行った。また、令和 7 年度から「100年活躍ナビ」との相互連携を図り、シニア・プレシニアの社会参加のきっかけとなる情報提供を行った。 【スポーツ推進本部】 ・シニア世代に適したスポーツや健康づくりの活動を通して、シニア世代の社会参加や仲間づくり、世代間交流を進めることにより、明るく活力ある長寿社会づくりを推進することを目的に、全国健康福祉祭の選考会を兼ねて「シニア健康スポーツフェスティバル」を開催した。 ・毎年秋に開催されている高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭（ねんりんピック）への東京都選手団の派遣を支援した。 ・東京都シニア・コミュニティ交流大会において、囲碁、将棋、健康マージャン等の既存種目に加え、新たな種目としてeスポーツを導入し、計6種目で大会を開催し、交流機会の拡充を図った。 ・スポーツ実施率向上を図り、健康維持・増進に寄与することを目的に、高齢者を対象としたシニアスポーツ振興事業等を実施した。 ・幅広く都民が気軽にスポーツに取り組むきっかけを提供するとともに、都民の健康増進に寄与することを目的に、イベント及び都内企業で体力測定を実施した	【在宅支援課】 ・引き続き、老人クラブ活動に対する支援のほか、<u>「100年活躍ナビ」の利用拡大を図り、高齢者の社会参加を促進する取組への支援を継続する必要がある。</u> 【生活文化局】 ・令和 6 年度「都民のボランティア活動等に関する実態調査」において、①ボランティア関心度（「ボランティア活動に関心がある」という回答）は28.0%、②ボランティア行動者率（直近 1 年間にボランティア活動に参加した人）は21.3%であったことを踏まえ、2030年までに①②いずれも40%以上を達成するため、<u>都民とボランティアをつなぐ取組の一層の充実が必要</u> 【スポーツ推進本部】 ・<u>ねんりんピック東京大会を通じ、健康保持・増進、地域や世代を超えた交流の促進等の効果を、より多くの都民が実感できるようにすることが重要</u>である。 ・「<u>シニア健康スポーツフェスティバル</u>」については、<u>新規参加者の獲得に向けた広報の強化</u>を図るとともに、<u>世代間交流の促進につながる仕組みの構築が必要</u>である。 ・「<u>東京都シニア・コミュニティ交流大会</u>」については、新規種目の導入等により参加機会の多様化を図ってきたところであり、引き続き<u>関心喚起や認知向上に取り組むとともに</u>、既存種目との相乗効果も踏まえ、<u>参加の裾野の拡大を図る必要</u>がある。 ・「<u>シニアスポーツ振興事業</u>」については、<u>引き続き、高齢者を対象としたシニアスポーツ振興事業等の実施への支援を継続</u>するとともに、ねんりんピックの東京開催を契機として<u>シニアスポーツの活性化を図り、高齢者の健康、生きがいづくりを進めていく必要</u>がある。 ・「<u>スポーツを通じた健康増進事業</u>」については、スポーツ実施率向上を目的に、<u>都民の健康増進に寄与する取組を継続する必要</u>がある。
地域社会を支える活動 としての社会参加 (P79)	高齢者が参加しやすい地域活動の取組を支援します (P80)	【総務局】（プレミアムカレッジ） ・毎年度100名を超えるカレッジ生に対し、「首都・東京をフィールドに学ぶ」をテーマに最長 4 年間学べるプログラムを提供してきた。	【総務局】（プレミアムカレッジ） ・引き続き、<u>カレッジの安定的な運営</u>を行うとともに、<u>より受講生のニーズに応えたカリキュラムの提供に向けて検討していく必要</u>がある。

重点分野 1 介護予防・フレイル予防と社会参加の推進			
9 期計画策定時の課題	9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
3 就業・起業の支援			
就業を希望する高齢者の増加（P85） 多様な働き方への対応（P86） 起業の支援（P88）	就業を希望する高齢者の多様なニーズに即した支援をします（P89） 起業を志す高齢者を含めた都民へ支援をします（P89）	【産業労働局】 ・令和 6 年 6 月にプラチナ・キャリアセンターを開設し、50歳以上のミドルシニア世代のキャリアシフトと中小企業等の人材確保を後押しした。（「プラチナ・キャリアセンター」の創設） ・副業・兼業など新たな形態の働き方を通じて自らのスキルを活かせるよう、50代以降のシニア人材と中小企業等、それぞれに対し、講座や交流会等を開催した。（ミドルシニア人材パラレルキャリア構築支援） ・50代以降のシニア人材が、セカンドキャリアにおいて、技術者等の人材不足に悩む中小企業等で即戦力として活躍することができるよう、50代以降のシニア人材と中小企業等、それぞれに対し、きっかけとなる講座や交流会等を開催した。（シニアプロフェッショナル人材再活躍支援事業） ・高齢者がいきいきと働き続けることができるよう、都内の高齢者就業に携わる公的機関が一堂に会する普及啓発イベントや高齢者に学び直しの機会を提供するセミナー、企業へのシニアの短期派遣を実施する等、高齢者の就業を後押しするとともに、企業における高齢者活用促進につながる施策を総合的に展開した。（シニア就業応援プロジェクト） ・豊富な経験や専門的知見を有するシニアが、セカンドキャリアにおいて円滑に職場適応し即戦力となるため、中小企業で活躍するきっかけとなる講座を開催した。（新たな時代のニーズに対応するためのシニアの再活躍応援講座） ・高齢者への就業相談、人材開発コースによる能力開発や高齢求職者のニーズに対応した各種セミナーを実施するなど、高齢者の雇用就業に関する総合的なワンストップサービスを提供した。（東京しごとセンター事業（高齢者の雇用就業支援）） ・地域の高齢者（概ね55歳以上）に対する就業相談や就業情報の提供、あっせん等を行うために区市町村が設置するアクティブシニア就業支援センターの運営に要する経費を補助するとともに、東京しごとセンターにおいて必要な支援を行った。（はつらつ高齢者就業機会創出支援事業） ・地域における高齢者の就業機会を確保・提供しているシルバー人材センターの運営経費等の補助を行う区市町村に対して経費を助成するとともに、シルバー人材センターの事業を推進するため、東京都シルバー人材センター連合（東京しごと財団）が実施する事業の経費を助成した。（シルバー人材センター事業）	【産業労働局】 ・「<u>プラチナ・キャリアセンター</u>」の創設について、会員数増に向けて、事業実施を通して<u>認知度向上を図っていくことが重要。</u> ・<u>ミドルシニア人材パラレルキャリア構築支援</u>について、プラチナ・キャリアセンター事業として、<u>副業・兼業などの新たな形態の働き方の普及啓発・浸透を引き続き図っていくことが重要。</u> ・<u>シニアプロフェッショナル人材再活躍支援事業</u>について、プラチナ・キャリアセンター事業として、<u>ミドルシニアの転職に係るニーズに引き続ききめ細かく対応していくことが重要。</u> ・<u>シニア就業応援プロジェクト</u>について、高齢求職者は増加傾向が続いており、更に多くの<u>高齢求職者に対して就業につながる効果的な支援を引き続き実施していくことが重要。</u> ・新たな時代のニーズに対応するための<u>シニアの再活躍応援講座</u>について、ミドルシニアの転職に係るニーズに対応するため、上述の<u>シニアプロフェッショナル人材再活躍支援事業と一体的に実施することが重要。</u> ・<u>東京しごとセンター事業（高齢者の雇用就業支援）</u>について、高齢求職者の増加等に対応するため、<u>引き続き総合的なワンストップサービスを提供していくことが重要。</u> ・<u>はつらつ高齢者就業機会創出支援事業</u>について、地域の高齢者の就業に関するニーズに対応していくために、<u>引き続きアクティブシニア就業支援センターの取組を後押ししていくことが重要。</u> ・<u>シルバー人材センター事業</u>について、地域に密着した仕事を提供するシルバー人材センターは就労を希望するシニアの有効な選択肢の一つであり、<u>引き続き支援していくことが重要。</u>

重点分野 1 介護予防・フレイル予防と社会参加の推進			
9期計画策定時の課題		9期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）
	就業を希望する高齢者の増加（P85）	就業を希望する高齢者の多様なニーズに即した支援をします（P89）	・シルバー人材センターのブランド力を向上させ、高齢者の就業を促進するため、人手不足に悩む企業等からの多様な分野・職種の求人の開拓と会員のマッチングや、地域の高齢者が参画できる新しい仕事や魅力ある活動の開拓等の取組を支援した。（シルバー人材センター活性化プロジェクト）
	多様な働き方への対応（P86）		・職業能力開発センターにおいて、おおむね50歳以上の方に対し、就職に必要な知識技能を習得するための職業訓練を実施した。（高齢者訓練）
	起業の支援（P88）	起業を志す高齢者を含めた都民へ支援をします（P89）	・シニア向けのイベントの開催やビジネスプランコンテストの実施をしてきた。（創業支援拠点の運営）
			・高齢者の起業家に対して、創業の場を提供してきた。（インキュベーション施設の運営）
			・高齢者の起業家に対して、創業に係る費用を助成してきた。（創業助成事業）
			・東京都中小企業制度融資により、高齢者を含む創業者（起業を志す人）への資金繰り支援を実施してきた。（東京都中小企業制度融資）
			・信用金庫・信用組合による低金利・無担保融資、「地域創業アドバイザー」による経営サポートを実施してきた。（女性・若者・シニア創業サポート2.0）
			・都内在住の50歳以上のシニア層を対象として、貸農園事業を実施した。また、農園利用者が野菜栽培技術を身につけることができるように栽培セミナーを期間を通して実施した。（高齢者活躍に向けたセミナー農園整備事業）
			【総務局】（東京テックイノベーションプログラム）
			・東京都立産業技術大学院大学において、シニア層を中心とした方を対象に、起業・第二創業に必要なスキルや知識を学んでもらう、大学院教育（修士課程）レベルのプログラムを実施してきた。（東京テックイノベーションプログラム）
			10期計画に向けた課題
			・ <u>シルバー人材センター活性化プロジェクト</u> について、都内シルバーの会員数は堅調に推移しており、 <u>引き続きシルバーの多様で魅力ある求人や活動の開拓等を支援していくことが重要。</u>
			・ <u>高齢者訓練</u> について、 <u>引き続き就業を希望する高齢者の知識技能の習得への支援が必要。</u>
			・ <u>東京シニアビジネスグランプリの応募人数の確保に課題</u> がある。（創業支援拠点の運営）
			・入居者の年齢層を見ると、 <u>高齢者の割合はあまり高くはない。（インキュベーション施設の運営）</u>
			・申請者の年齢層を見ると、 <u>高齢者の割合はあまり高くはない。（創業助成事業）</u>
			・ <u>東京都中小企業制度融資</u> について、今後も、 <u>高齢者を含む都内の個人事業者・創業事業者への資金繰り支援を継続する必要</u> がある。
			・ <u>資金供給と経営サポートの両面から、創業支援の継続が必要</u> である。
			・ <u>高齢者活躍に向けたセミナー農園事業</u> について、 <u>今後、農園利用者が活躍する場として援農ボランティアなどへつなげる取組が必要</u> である。
			【総務局】（東京テックイノベーションプログラム）
			・ <u>東京テックイノベーションプログラム</u> について、受講期間終了後のフォローアップを通じて、 <u>実際の起業に結びつけていくことが重要。</u>

重点分野２ 介護サービス基盤の整備と円滑・適正な制度運営			
9期計画策定時の課題	9期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
【介護サービス基盤の整備に向けた取組】			
1 居宅サービスの充実			
事業運営に必要な人材の確保（P119）	居宅サービスの充実に向けて介護人材を確保・育成します（P121）	【生活福祉部】 ・社会福祉士養成施設・介護福祉士養成施設や介護職員初任者研修などを行う事業者を指定するとともに、介護職員初任者研修については、開催日程や受講料などをホームページで月2回公開している。	【生活福祉部】 ・ <u>養成施設や研修事業の取組みについて、引き続き、ホームページ等を活用し積極的に情報提供</u> を行う。
居宅サービスの特性・人件費の実態（P120）	都市部の実態を適切に反映した介護報酬とすることを国に提案します（P121）	【介護保険課】 ・地域の実情、運営実態に見合った介護報酬とするよう、国に提案している。	【介護保険課】 ・ <u>介護報酬に関する国への提案</u> については現時点において実現しておらず、 <u>引き続き提案していくことが必要</u>
短期入所系サービスの確保（P120）	ショートステイの整備を支援します（P121）	【施設支援課】 ・特別養護老人ホーム等に併設するショートステイの整備を支援してきた。	【施設支援課】 ・ <u>短期入所系サービスの確保</u> について、ショートステイの整備数が増加した一方、 <u>利用者の確保が困難となる施設も生じている。</u>
共生型サービスの普及（P120）	共生型サービスの仕組みを周知します（P121）	【介護保険課】 ・高齢者や障害者が共に利用でき、障害者が高齢になっても使い慣れたサービスを使い続けられるよう制度周知、普及に努めた。	【介護保険課】 ・ <u>共生型介護保険サービス事業所</u> は、令和5年4月から令和8年4月までの3年間で46か所から63か所と増えたが、 <u>制度周知は今後も必要</u>
2 施設サービスの充実			
（１）特別養護老人ホームの整備			
特別養護老人ホームの整備推進（P122）	必要なサービス量を確保するため特別養護老人ホームの整備を進めます（P123）	【施設支援課】 ・整備状況が十分でない地域に設置する場合に加算補助を実施してきた。（ユニット型に限る） ・引き続き、「標準建物予算単価」の変動率を物価調整額に反映するとともに、創設時の整備費単価を引き上げた。 ・地域密着型サービス等を特別養護老人ホームに併設する場合の加算補助を実施してきた。 ・定期借地権一時金や土地賃借料の一部について補助を実施してきた。 ・R7年度末開設状況は、590施設、定員54,596人となっている。	【施設支援課】 ・ <u>2040年度を見据えた中長期的な推計を実施した上で、保険者である区市町村の意向や有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況等も踏まえ、適切な見込量を確認</u> していく。 ・ <u>都内の整備率（竣工定員数／65歳以上高齢者人口）は、地価が高く土地の確保が難しい区部で1.53%、市町村部（島しょ部を除く。）で2.08%となっており、東京都内でも地域偏在が課題</u> となっている。 ・ <u>特別養護老人ホームの整備について、居住費の利用者負担への配慮から一定の条件のもと従来型居室を確保していくことが必要</u>

重点分野２ 介護サービス基盤の整備と円滑・適正な制度運営						
９期計画策定時の課題				９期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
			特別養護老人ホームにおける質の高い介護サービスの提供（P123）	特別養護老人ホームにおいて提供される介護サービスの質を高めます（P124）	【施設支援課①】 ・創設はユニット型での整備を基本とし、補助単価を高く設定し、加算も適用している。 ・大規模改修、一時移転型改良工事、改修支援施設整備、改築、多床室のプライバシー保護のための改修、看取り対応改修への支援を実施してきた。 ・介護事業所のＤＸ化を推進するため、「介護現場改革促進事業」及び「施設開設準備経費等支援事業」により、介護業務支援システムなどの導入に必要な経費の一部を補助している。加えて、Ｒ７年度からは、施設開設時からデジタル介護機器を円滑に活用できるよう、設計段階から利用できる「デジタル介護機器等コンサルティング経費の補助」を実施している。 ・医療的ケアを必要とする高齢者の特別養護老人ホームでの受入を促進するため、新規受入のほか、実施体制の確保やスキル向上に対する支援を令和８年度から開始した。	【施設支援課①】 ・近年の建築費高騰により、整備計画に影響が出ている。 ・医療的ケアを必要とする高齢者の特別養護老人ホームでの受入を促進する取組の効果検証が必要
（２）介護老人保健施設・介護医療院の整備						
			介護老人保健施設の整備推進（P129）	必要なサービス量を確保するため介護老人保健施設・介護医療院の整備を進めます（P130）	【施設支援課】 ・整備状況が十分でない地域に設置する場合に加算補助を実施してきた。 ・建築価格の高騰に緊急に対応するための加算補助、地域密着型サービス等を介護老人保健施設に併設する場合の加算補助を実施してきた。 ・Ｒ７年度末開設状況は、195施設、定員21,428人となっているが、Ｒ６と比較して減少している。	【施設支援課】 ・2040年度を見据えた中長期的な推計を実施した上で、保険者である区市町村の意向や有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況等も踏まえ、適切な見込量を確認していく。 ・建築費高騰が続き整備計画に影響
			介護医療院の整備推進（P129）		【施設支援課】 ・Ｒ６年度に施設整備費補助事業を開始 ・建築価格の高騰に緊急に対応するための加算補助、地域密着型サービス等を介護老人保健施設に併設する場合の加算補助を実施してきた。 ・Ｒ８年度から整備状況が十分でない地域に設置する場合に加算補助を実施した。 ・Ｒ７年度末開設状況は、36施設、定員2,914人となっている。	【施設支援課】 ・2040年度を見据えた中長期的な推計を実施した上で、保険者である区市町村の意向や有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況等も踏まえ、適切な見込量を確認していく。 ・建築費高騰が続き整備計画に影響
			介護老人保健施設・介護医療院のサービス機能の向上（P130）		【施設支援課】 ・デジタル環境整備、感染症対策設備整備、ユニット型個室への改修、看取り環境整備、老朽改修・改築補助を実施し、療養環境の向上を推進してきた。 ・地密サービス併設加算補助により、地域支援機能の整備を推進してきた。	【施設支援課】 ・介護報酬の制度的課題に加え、建築費の高騰や経営難も重なり、改修・改築が進まず、整備計画に影響が生じている。

重点分野２ 介護サービス基盤の整備と円滑・適正な制度運営

9期計画策定時の課題		9期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
3 特定施設等の充実				
特定施設入居者生活介護に係る必要利用定員総数の確保 (P135)	特定施設入居者生活介護に係る広域的観点からの調整 (P137)	【施設支援課】 ・令和8年4月1日現在、介護付有料老人ホームは、1,181施設、定員73,212人となっている。 ・特定施設の指定に当たり、施設所在地区市町村の意見を聴取した。指定により必要利用定員総数を上回る場合は、当該施設の所在する区市町村の意見を十分考慮し、指定した。		【施設支援課】 ・ <u>特定施設等</u> の設置促進について、令和8年4月1日現在、 <u>介護専用型及び混合型の一部の老人福祉圏域では、第9期計画の必要利用定員総数に達していない</u> ところがある。 ・ <u>有料老人ホームのサービスの質の確保・向上が必要</u>
有料老人ホーム (P135)	有料老人ホーム (P137)	【施設支援課】 ・有料老人ホームの適切な設置・運営を図るため、専門資格を有する職員による助言・指導を行った。 ・未届け有料老人ホームに対して、区市町村等と連携し、届出指導を行った。 ・パンフレットにより、有料老人ホームに関する基礎的な知識等について普及啓発に取り組んだ。		【施設支援課】 ・ <u>有料老人ホームの制度の見直しと関係法令の改正への対応が必要</u> ・関係法令改正に伴い、都条例を制定する必要 ・制度が見直された後も利用者に不利益が生じないよう、有料老人ホームの適正な運営に向けた取組が必要
軽費老人ホーム (P136)	軽費老人ホーム (P137)	【施設支援課】 ・都独自の施設整備費の補助、利用者の減免額等に対応した運営費補助を実施してきた。 ・施設職員の処遇改善、職場環境改善に係る費用を支援した。 ・R7年度末の開設状況は、都市型軽費老人ホーム97施設、定員1,674人、ケアハウス43施設、定員2,062人となっている。		【施設支援課】 ・ <u>軽費老人ホームA型・B型について、老朽化した施設が多く存在しており、建替時にケアハウス等への転換が必要</u>
養護老人ホーム (P136)	養護老人ホーム (P138)	【施設支援課】 ・特定の指定を原則に創設、増築、大規模改修、大規模改修（空調設備更新）の整備費補助を実施してきた。大規模改修及び大規模改修（空調設備更新）については、区市町村意見書の提出により、特定の指定なしでも補助を実施してきた。 ・改築、一時移転型改良工事については、特定の指定を受けていない場合も補助を実施してきた。 ・養護老人ホームに対し、施設の規模や利用者サービス向上のための取組における努力・実績の評価等により、運営費について補助を実施してきた。 ・R7年度末開設状況は、31施設、定員3,141人となっている。		【施設支援課】 ・近年の <u>建築費高騰により、整備計画に影響</u> が出ている。 ・現在、特定施設入居者生活介護の指定を受けているのは2施設であり、いずれも開設当初からの指定 既存の養護老人ホームが特定施設入居者生活介護の指定を受けるためには、個室化など大規模な改修等が伴う ・ <u>収益性が低く、施設単独での資金確保が難しいため、老朽化した施設の改修・改築が進んでいない。</u>

重点分野 2 介護サービス基盤の整備と円滑・適正な制度運営

9 期計画策定時の課題		9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
	4 地域密着型サービスの整備			
	地域密着型サービスの整備促進（P143）	地域密着型サービスの整備を推進します（P147）	【施設支援課】 ・整備状況が十分でない地域に設置する場合の加算補助や建築費高騰への対応として物価変動分の補助単価への反映、老朽施設の改修経費の補助を実施してきた。 ・借地料補助事業の対象拡大など土地の確保支援策の充実を図った。 ・R 7 年度末開設状況は、G H が735施設、定員13,147人、小規模多機能型居宅介護が244か所、看護小規模多機能型居宅介護が88か所となっている。	【施設支援課】 ・ <u>2040年度を見据えた中長期的な推計を実施した上で、保険者である区市町村の意向や有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況等も踏まえ、適切な見込量を確認していく。</u> ・ <u>建築費高騰が続き整備計画に影響</u>
	5 介護事業所等の安全・安心の確保			
	災害等への対応（P151）	災害対策を推進します（P151）	【施設支援課】 ・高齢者施設等の非常用自家発電設備や給水設備の整備、水害対策強化等への補助を実施してきた。 ・特養等創設時における地域交流スペース（防災拠点型）設置にかかる整備費補助を実施してきた。 ・施設が被災した場合の入所者の広域的な受入れの仕組みについて、東京都社会福祉協議会と協働で検討を進めてきた。 【総務部】 ・都内の民間社会福祉施設等の耐震化を促進するため、耐震化が必要な施設を個別訪問し、状況に応じた相談・提案、アドバイザーの派遣等を行った。	【施設支援課】 ・ <u>施設の自主的取り組みの一層の促進が必要</u> ・東京都社会福祉協議会と協働した訓練の実施などを通じ、 <u>施設が被災した場合の入所者の広域的な受入れの仕組みの実効性向上が必要</u> 【総務部】 ・引き続き、耐震化に係る経費補助や耐震化が必要な施設へのアドバイザー派遣等を実施し、 <u>都内の民間社会福祉施設等の耐震化を促進していく必要</u> がある。
	感染症の予防と発生時の対策（P151）	感染症対策を推進します（P152）	【施設支援課】 ・高齢者施設の管理者等向けに、感染症の予防や発生時の対応、まん延防止など感染症対策指導者養成研修を実施するとともに、職員向けの研修や訓練を実施できるよう講師派遣を行い、支援してきた。	【施設支援課】 ・ <u>施設の自主的取組の一層の促進が必要</u>

重点分野２ 介護サービス基盤の整備と円滑・適正な制度運営				
9期計画策定時の課題		9期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
	6 離島等への支援			
	離島等への支援 (P153)	離島等への支援（P153）	【介護保険課】 ・離島等サービス確保対策検討委員会を開催するほか、保険者である町村に対する介護保険業務の技術的助言を実施した。 【認知症支援担当】 ・島しょ地域等の認知症疾患医療センター未設置地域については、認知症支援推進センターによる、相談支援や、認知症の対応力向上を目的とした研修会等を実施し、地域の認知症対応力向上を図った。	【介護保険課】 ・離島等サービス確保対策検討委員会の開催、技術的助言等を通じて、<u>離島等における介護保険制度の安定した運営基盤の確立に向けた支援に継続的に取り組んでいく必要がある。</u> 【認知症支援担当】 ・<u>島しょ</u>の医療資源は限られているため、引き続き、未設置地域における支援体制については、<u>医療従事者等への相談支援や現地訪問による研修会等を実施していく必要がある。</u>
	7 高齢者医療・研究の充実			
	高齢者医療の提供、研究の推進及び成果の普及・還元、人材育成の推進（P155）	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの運営を支援します（P155）	【施設支援課】 ・第四期中期目標期間（令和５年度から令和９年度）における東京都健康長寿医療センターの業務実績評価を実施し、東京都地方独立行政法人評価委員会の意見を聴取の上、令和５年度は「中期計画の達成に向け優れた業務の進捗状況にある」、令和６年度は「中期計画の達成に向け概ね着実な業務の進捗状況にある」とした。 【令和６年度業務実績評価の概要】 <病院部門> ・高度・専門医療など高齢者の特性に応じた医療を提供 ・脳卒中患者の積極的な受入れや地域連携による早期回復支援、認知症治療薬等の導入体制整備を推進 <研究部門> ・高齢者特有の課題解決に向けた研究を推進 ・認知症支援推進センターや認知症未来社会創造センター（IRIDE）の取組を通じ、東京都の認知症施策に貢献	【施設支援課】 ・<u>健康長寿医療センターには、東京都の高齢者医療・研究の拠点として、高度専門医療や健康寿命の延伸に資する研究に取り組み、研究成果の普及・還元を一層進める</u>とともに、医療・研究で培った知見を踏まえ、<u>高齢者の医療と介護を支える人材の育成を推進することが求められている。</u>

重点分野２ 介護サービス基盤の整備と円滑・適正な制度運営

9期計画策定時の課題	9期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
------------	-----------------------------	-----------	-------------

【介護保険制度の適正な運営】

1 介護給付適正化の推進			
利用者の自立支援に 役立つ介護サービスの 提供（P159）	研修や個別的な支援によって 区市町村の取組を推進します （P162）	【介護保険課】 ・保険者機能強化のための区市町村職員研修や介護給付適正化推進研修、地域 包括ケア「見える化」システムの研修を実施した。 ・東京都国民健康保険団体連合会と連携した保険者への個別支援を実施した。	【介護保険課】 ・「保険者機能強化」、「見える化システム」、「介護給付適正化」に係る <u>区市町村職員への研修等について、より活用されるものとするよう 引き続き検討することが必要</u>
2 介護サービス事業者への支援・指導			
（１）介護サービス事業者の指定及び事業者の法令遵守等への支援・指導			
多様な介護サービ ス事業者の質の確 保（P165）	情報提供、研修等を通じて介 護事業者への支援を行います （P166）	【介護保険課】 ・適切なサービスの提供体制と質の確保が図られるよう、事業者の指定におい て、人員、設備及び運営に関する基準に照らして確認を行った。 ・新規指定事業所及び指定更新事業所の管理者を対象に、介護保険法令、労働 関係法令に関する研修を実施した。 ・介護サービス事業者に対して、国からの法改正に関する通知や都事業に関す る必要な情報提供を行った。	【介護保険課】 ・ <u>新規指定申請、更新申請や変更届・加算届に関して、電子申請の利用 率向上に向けた周知が必要</u> である。
科学的介護の推進 （P165）	情報提供、研修等を通じて介 護事業者への支援を行います （P166）	【介護保険課】 ・科学的介護の意義や取組事例等を周知するとともに、利用者のADL等の維 持・改善に資する取組を行った事業者に対する報奨金の支給、自立支援に向け た介護を広める先進的な取組を行う事業者に対する支援を行った。	【介護保険課】 ・ <u>科学的介護の取組を進める事業者は一定数にとどまっており、引き続 き、普及啓発や報奨金の支給をはじめとする支援を行っていく必要</u> があ る。
（２）介護サービス事業者に対する指導検査			
効果的かつ効率的 な指導の実施 （P167）	区市町村との連携等により、 効果的かつ効率的に指導検査 を実施します （P167）	【指導監査部】 ・介護サービス事業者を対象に、実地指導及び集団指導を行った。 ・区市町村の検査担当者向け研修を開催した。 ・指導検査業務システムを活用し、指導検査にかかる事業者及び行政双方の負 担の軽減を図った。	【指導監査部】 ・ <u>実地検査の充実、集団指導受講率の向上が必要</u> ・ <u>区市町村支援として、研修の充実が必要</u> ・ <u>指導検査業務システムを活用した指導検査の充実が必要</u>

重点分野２ 介護サービス基盤の整備と円滑・適正な制度運営

9 期計画策定時の課題		9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)		振り返り（実績等）		10期計画に向けた課題	
3 介護サービス情報の公表及び福祉サービス第三者評価制度の普及							
(1) 介護サービス情報の公表							
介護サービスの選 択に資する情報提 供（P169）		公表システムの一層の活用に向 けて取り組みます（P170）		【介護保険課】 ・公表システムのより一層の活用に向けて、区市町村、事業所等への周知を 図っている。		【介護保険課】 ・ <u>介護サービス情報公表システムが一層活用されるよう、引き続き区市 町村や介護事業所等への周知が必要</u>	
掲載情報の正確性 確保（P169）		事業所等調査を着実に実施し ます（P170）		【介護保険課】 ・東京都の指定する指定調査機関が調査を実施することで公表情報の正確性の 担保を図っている。		【介護保険課】 ・ <u>公表情報の正確性が担保できるよう。引き続き指定調査機関による調 査の実施が必要</u>	
(2) 福祉サービス第三者評価制度の普及							
在宅サービス事業 者の受審促進と評 価結果の活用促進 （P171）		在宅サービス事業者の受審や 利用者の評価結果活用を促進 します（P172）		【指導監査部】 ・毎月の新規指定前事業者研修等において、在宅サービス事業者向けに説明を 行った。 ・介護支援専門員実務研修の受講の手引きに、制度紹介記事を掲載するなど、 介護支援専門員の制度活用を促した。 ・第三者評価の認知度向上に向けて、都内各所のデジタルサイネージでのPR動 画放映や、パンフレットの配布等を実施した。		【指導監査部】 ・ <u>引き続き、在宅サービス事業者の受審促進と評価結果の活用促進が必要。 。</u>	
4 低所得者の負担への配慮							
低所得者の負担への 配慮（P173）		低所得者の負担への配慮 （P173）		【介護保険課】 ・生計困難者等に対する利用者負担軽減事業において軽減対象サービス及び事 業主体の範囲を拡大して支援を実施している。		【介護保険課】 ・ <u>国は軽減対象サービス及び事業主体の範囲を限定しており、引き続き 範囲を拡大して支援を行っていくことが必要</u>	
5 苦情処理業務の円滑な運営							
苦情処理業務の円滑 な運営（P175）		苦情処理業務の円滑な運営 （P176）		【介護保険課】 ・東京都国民健康保険団体連合会が行う苦情処理業務の体制整備に要する経費 について補助を実施した。 ・区市町村が行った行政処分に対する不服申立て（審査請求）について、東京 都介護保険審査会において審理・裁決を行った。			

重点分野 3 介護人材の確保・定着・育成対策の推進

9期計画策定時の課題	9期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
------------	-----------------------------	-----------	-------------

1 介護人材の確保・定着・育成対策の取組

(1) 介護人材の確保・定着の課題と取組				
	社会全体の人材不足 (P186)	多様な人材の参入を促進 します (P188)	【介護保険課】 ・介護の未経験者に対する資格取得の支援や、職場体験から就業までを一体的に支援する取組等を実施するほか、未経験者を雇用し、働きながら資格取得できるよう取り組む事業者を支援してきた。（介護職員初任者研修取得支援事業、かいごチャレンジ職場体験事業、介護職員就業促進事業） ・奨学金返済相当額の手当支給と計画的な人材育成に取り組む事業者を支援するほか、国が必要な見直しを講じるまでの間、介護職員等を対象に居住支援特別手当を支給する事業者を支援してきた。 （介護職員奨学金返済・育成支援事業、介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業） ・介護事業者の経営者等を対象に外国人介護従事者の受入れに必要なノウハウを提供するセミナーや指導担当者向け研修を実施するとともに、外国人介護従事者の在留資格に応じた日本語能力や介護技能の習得等を支援し、外国人介護従事者が円滑に就労・定着できるよう受入れ環境の整備に取り組む事業者を支援してきた（外国人介護従事者受入れ環境整備事業） ・介護事業者に対してデジタル機器や次世代介護機器の導入等を支援して介護事業所の生産性向上に向けて取り組むとともに、介護職員等の住宅費の負担軽減を行うなど、働きやすい職場環境の確保に取り組んできた。（介護現場改革促進事業、東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業）	【介護保険課】 ・第9期計画では、介護の仕事の魅力を伝えるとともに、未経験者等幅広い層の就業や外国人介護人材の積極的な受入れができるよう取組を進めてきた。また、生産性向上等による職場環境の改善や介護職員へ手当の支給を行う事業者に対して支援を行い、職員の定着を図ってきた。 ・こうした事業者の取組も進んできており、近年は全産業に比べて離職率も低い傾向にある。 ・一方で、生産年齢人口の減少は続いている。介護以外の業種でも人手不足の状況であり、介護分野の有効求人倍率は年々上昇している。 ・人材確保が厳しい中、就業中の介護職員の高齢化も深刻であり、介護職員の定年により退職も増加することが見込まれる。 ・また、特に小規模な介護事業所では経営が厳しく、サービス継続が難しい事業者も少なくない状況である。 ・こうした状況の中でも、東京では引き続き高齢者の増加傾向が続き、介護職員の需要はますます伸びていくことが想定されるとともに、介護ニーズの複雑化・多様化・高度化が見込まれている。 ・ <u>10期では、さらなる需要に対応していくため、介護職員の一層の確保が重要であり、幅広いターゲット層への働きかけを強化していく必要</u> がある。また、 <u>介護現場の生産性向上や経営改善などにより、安定した事業運営を図っていくことが重要</u> である。 ・また、 <u>複雑化する介護ニーズ等へ対応するため、介護職員のスキルアップを図り、介護サービスの質の向上に取り組んでいく必要</u> がある。
	介護の仕事の職場環境 (P187)	介護の仕事の職場環境改善を支援します (P189)		
	介護職員の処遇改善 (P188)	介護職員確保等に資する介護報酬の設定に向けて取り組みます (P189)		

重点分野 3 介護人材の確保・定着・育成対策の推進

9 期計画策定時の課題			9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
		社会全体の人材不足 (P186) 介護の仕事の職場環境 (P187) 介護職員の処遇改善 (P188)	多様な人材の参入を促進 します (P188) 介護の仕事の職場環境改 善を支援します (P189) 介護職員確保等に資する 介護報酬の設定に向けて 取り組みます (P189)	【生活福祉部】 ・東京都福祉人材センターによる介護業界を新たに希望する方向けの入門講座の開催や区市町村社協やハローワーク等と連携し、身近な地域での就業を希望する方へ地域の事業所による相談面接会の開催などにより介護人材の確保に努めてきた。R7年度：福祉のお仕事入門講座の実施：11回273名参加、地域密着相談面接会：24地区26回1,330名参加 ・東京都社会福祉協議会を実施主体とした無利子・返済免除型の貸付事業の実施により、介護現場の人材確保と職員のキャリアアップ等を支援してきた。 ・令和 5 年度にポータルサイト「ふくむすび」（東京都福祉人材情報バンクシステム）を再構築し令和6年度からは新たに求人・求職に関する機能を強化し運用を開始した。Webサイト「ふくむすび」による情報発信：R7年度 333万PV ・訴求力の高い動画作成やSNS等を通じたデジタル広告でのPRなどにより、介護や福祉の仕事のマイナスイメージを払拭し、やりがい等の魅力について普及啓発を行った。 ・介護の仕事への興味・関心を高めるため次世代を担う中学生、高校生を対象に職場体験や学校訪問型セミナーを実施した。R7年度：職場体験112名参加、学校訪問型セミナー508名参加 ・福祉業界全体の職場環境の向上を図るため、人材育成環境の整備、キャリアアップの仕組みの整備、ライフ・ワーク・バランスに関する取組など、働きやすい職場環境づくりに取り組む事業所（「働きやすい福祉の職場宣言事業所」）の情報を公表し、働きやすい事業所の「見える化」を促進した。働きやすい職場環境づくりに取り組む事業所の情報を公表：R8年4月時点：3,257事業所 【企画部】 ・介護・障害・保育等各分野の事業者や養成施設団体等からなる東京都福祉人材確保対策推進協議会において、福祉人材の確保や普及啓発に係る検討を行うとともに、11月の福祉人材集中PR月間において関係団体との連携のもと、福祉職場の魅力発信を行った。 ・育業や介護休業等を取得する際の代替職員の雇用、業務を代替する職員への手当支給など、育児や介護と仕事の両立支援に取り組む介護・障害福祉サービス事業所への支援を新たに行うこととしている。 【施設支援課】 ・デジタル機器及び次世代介護機器の導入について、養護老人ホーム、軽費老人ホームへ対象を拡大し支援してきた。	【生活福祉部】 ・社会全体で人手不足が続く中、<u>東京都福祉人材センターでは関係機関と連携し、引き続き、様々な介護人材の確保策に取り組んでいくことが重要</u>である。 ・<u>様々な貸付事業の活用により、引き続き、介護業界への参入する人材の確保やキャリアアップ支援に取り組んでいくことが重要</u>である。 ・イメージアップキャンペーン、SNS広告の効果的な実施により「<u>ふくむすび</u>」の閲覧数やマイページ登録者数が増加している。<u>引き続き、魅力的なコンテンツの充実等</u>が求められる。また、若い世代や新たな転職者層の取り込みに向け、イメージアップキャンペーン事業やSNS広告等について、訴求対象の特性を踏まえたより効果的な発信を行うことが重要である。 ・働きやすい職場環境づくりに取り組む事業所（「<u>働きやすい福祉の職場宣言事業所</u>」）の認知度向上や申請数増に向け、<u>事業の広報・周知及び宣言事業所のメリットの周知が必要</u>である。 【企画部】 ・少子高齢化による労働力人口の減少などにより、令和 6 年度の東京都における介護関連職種の有効求人倍率は8.16倍と、全職業の1.55倍を大きく上回っており、人材の確保・育成・定着に向けた取組を強化していく必要がある。 【施設支援課】 ・<u>デジタル機器及び次世代介護機器の導入について、</u>令和 7 年度から養護老人ホーム、軽費老人ホームへ対象を拡大しているが、<u>活用が低調だったため、事業周知を強化</u>している。

重点分野３ 介護人材の確保・定着・育成対策の推進

9期計画策定時の課題		9期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
	(2) 介護人材の育成に向けた取組			
	資質の向上 (P189)	資格取得等を支援し、質の高い人材の育成を推進します (P190)	【介護保険課】 ・介護施設・事業所で働く介護職員の介護福祉士国家資格取得を支援するほか、現任介護職員が研修に参加する際、その代替職員を派遣し、研修に参加しやすい環境づくりを支援してきた。（現任介護職員資格取得支援事業、代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業） ・介護職員を対象に、業務上必要な医療的知識、高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応などの研修を実施してきた。（介護職員スキルアップ研修事業） ・たんの吸引等の医療的ケアをより安全に提供できるよう、介護職員等を対象として、たんの吸引等に関する研修を実施してきた。（介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業）	【介護保険課】 ・認知症対応や医療的ケアへの対応など、介護サービスの質を維持・向上していく観点から、 介護職員一人一人の専門性の向上が不可欠 である。第10期においては、現任職員のスキルアップやキャリア形成の支援、能力開発の支援により、 質の高い介護サービスを安定的に提供できる体制の構築を図る必要 がある。
	医療ニーズへの対応 (P190)	介護職員の医療的知識の習得を支援します (P190)	【生活福祉部】 ・中・小規模福祉事業者に養成施設等の教員を登録講師として派遣することや職場研修アドバイザーによる相談・助言により、課題としている職員スタッフの人材育成を支援してきた。R7年度実績：登録講師派遣事業583件、研修アドバイザーによる支援54件 【施設支援課】 ・医療的ケアを必要とする高齢者の特別養護老人ホームでの受入れを促進するため、新規受入れのほか、実施体制の確保やスキル向上に対する支援を令和8年度から開始した。	【生活福祉部】 ・ 登録講師派遣事業等については 、より多くの事業者で活用されるよう、引き続き、 ニーズの高い研修内容を実施できる講師の確保や事業周知が重要 である。 【施設支援課】 ・ 医療的ケアを必要とする高齢者の特別養護老人ホームでの受入れを促進する取組の効果検証が必要

重点分野 3 介護人材の確保・定着・育成対策の推進			
9期計画策定時の課題	9期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
2 2040 年に向けたさらなる取組			
(1) 人材確保に向けたより幅広い層への働きかけ			
人材確保に向けたより幅広い層への働きかけ（P194）	人材確保に向けたより幅広い層への働きかけ（P194）	【介護保険課】 ・介護の仕事の未経験者を対象に、介護の仕事を広く知ってもらうとともに、介護業界への興味・関心を高めるため、介護現場での職場体験からマッチング、就業、定着までを一貫して支援し、介護分野への入職につなげる取組を行ってきた。（かいごチャレンジ職場体験事業） ・「介護WITH〇〇」をコンセプトに、若年層を中心とした幅広い層に向けて、夢や趣味と介護の仕事を両立している職員を応援し、多様な働き方を発信することにより、介護の仕事のイメージアップに取り組んできた。（介護現場のイメージアップ戦略事業～介護WITHプロジェクト～） ・介護の未経験者の資格取得を支援するほか、未経験者を雇用し、働きながら資格取得できるよう取り組む事業者を支援してきた。（初任者研修等資格取得支援事業、介護職員就業促進事業） ・訪問介護については、リーフレットや動画等により求職者に訪問介護の仕事を周知するとともに、介護職員初任者研修未受講者などの訪問介護未経験者を採用する事業者を支援してきた。（地域を支える「訪問介護」応援事業） ・国が必要な見直しを講じるまでの間、介護職員等を対象に居住支援特別手当を支給する事業者を支援（経験の浅い職員に対しては上乘せして支援）してきた。（介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業） 【企画部】 ・福祉の現場で活躍する職員を「TOKYO福祉キャスト」として任命し、仕事の専門性や価値を発信する取組を開始することとしている。 ・小・中学生にデジタル技術等を活用しながら福祉の仕事について触れる機会を提供し、その大切さや意義について理解してもらう福祉キャリア教育プログラムを実施している。	【介護保険課】 ・未経験者等を含む多様な人材の就業促進に取り組んできたが、人材確保は厳しい状況が続いている。第10期においては、若年層、子育て世代、シニア層、他産業からの転職者など、多様な背景を持つ人材に対し、それぞれのニーズに応じた働き方や就業機会を提示するなど、より幅広い層への戦略的な働きかけを強化していく必要がある。

重点分野３ 介護人材の確保・定着・育成対策の推進					
9期計画策定時の課題		9期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)		振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
(２)さらなる職場環境改善（介護現場の生産性向上）					
職場環境改善の取組 (P198)		職場環境改善の取組 (P201)	【介護保険課】 ・介護現場の生産性向上に向けてワンストップ窓口の機能を強化するほか、機器導入の伴走型による個別支援や効果的な活用事例を提供するモデル事業所の育成などにより、事業者の取組を支援してきた（介護現場改革促進事業） ・D Xをはじめとする生産性向上の取組を推進するリーダー職員を配置・育成して手当の支給を行う事業者を支援することで、介護事業者が生産性向上に継続的に取り組む体制を確保してきた。（介護D X推進人材育成支援事業） ・複数の小規模介護事業者が連携して実施する、人材交流・合同採用・共同活用等の協働化に関する先進的な取組を支援し、取組の成果を検証することを通じて地域における介護人材の有効活用策を検討してきた（人材活用に向けた介護事業所の協働促進事業）		【介護保険課】 ・これまで、デジタル機器や介護ロボットの導入支援等を通じて、介護現場の生産性向上や職場環境の改善に取り組み、一定の成果が見られている。 <u>引き続き、デジタル技術のさらなる活用や業務の見直し等を通じた生産性向上を推進するとともに、事業者の経営改善や安定的な事業運営に向けた支援を強化する必要がある。</u> 【産業労働局】 ・ <u>介護現場の生産性向上に資する製品開発の継続的な支援が必要。</u>
介護現場における生産性向上（P199）		介護現場における生産性向上（P201）	・居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所における業務負担軽減及び生産性の向上に向け、地域一体となってケアプランデータ連携システムの導入促進に取り組む区市町村を支援してきた（R7新規／地域におけるケアプランデータ連携システム活用促進事業） 【施設支援課】 ・介護事業所のD X化を推進するため、「介護現場改革促進事業」及び「施設開設準備経費等支援事業」により、介護業務支援システムなどの導入に必要な経費の一部を補助している。加えて、R 7年度からは、施設開設時からデジタル介護機器を円滑に活用できるよう、設計段階から利用できる「デジタル介護機器等コンサルティング経費の補助」を実施している。 ・ロボットを活用した介護業務のタスクシェアを進めることで、介護業務の負担軽減を図るほか、介護の周辺業務の負担軽減を図るため、分身ロボットや掃除・配膳ロボットの導入を支援してきた。		
介護現場のD Xの状況（P199）		介護現場のDXの推進（P201）	・掃除・配膳ロボットの導入については、他の補助制度が活用可能なことから廃止 【産業労働局】 ・介護現場のニーズに対応した研究開発推進事業では、東京都立産業技術研究センターにおいて、2024年12月から2025年11月まで、2企業との公募型共同研究を実施し、次世代介護機器等の開発を推進した。 ・介護現場のニーズに対応した製品開発支援事業では、東京都中小企業振興公社において、介護従事者のニーズに対応した次世代介護機器等の開発に必要な経費の一部を助成した。第9期計画では、計8件を採択し支援した。		

重点分野 3 介護人材の確保・定着・育成対策の推進				
9期計画策定時の課題		9期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
	(3) 外国人介護従事者の積極的な受入れ			
	外国人介護従事者の 活用の状況（P205）	外国人介護従事者の活用 （P207）	【介護保険課】 ・介護事業者の経営者等を対象に外国人介護従事者の受入に必要なノウハウを提供するセミナーや指導担当者向け研修を実施するとともに、外国人介護従事者の在留資格に応じた日本語能力や介護技能の習得等を支援し、外国人介護従事者が円滑に就労・定着できるよう受入れ環境の整備に取り組む事業者を支援してきた（外国人介護従事者受入れ環境整備事業） ・外国人介護人材の獲得に向けた海外への魅力発信・マッチング促進とともに、特定技能外国人介護人材等の受入に要する人材紹介に係る経費の補助等の実施により、介護事業者への支援の強化及び外国人介護人材確保の促進してきた（外国人介護従事者活躍支援事業）	【介護保険課】 ・今後、生産年齢人口の減少が一層進行することを踏まえれば、外国人介護従事者は介護分野を支える重要な担い手の一つとなることが見込まれる。第10期においては、受入れの拡大に加え、円滑な就労・定着が図られるよう、職場環境の整備等を含めた総合的な支援を進め、 <u>外国人介護従事者が安心して活躍できる環境づくりや、外国人介護従事者を受け入れる介護事業者への支援を推進していく必要</u> がある。
	外国人在留資格等 （P205）			

重点分野 3 介護人材の確保・定着・育成対策の推進

9 期計画策定時の課題		9 期計画期間の施策の方向 （関連する事業・取組）		振り返り（実績等）		10期計画に向けた課題	
3 ケアマネジメントの質の向上及び介護支援専門員の確保・定着に向けた取組							
		ケアマネジメントの 質の向上（P214）	介護支援専門員の研修を 充実し、ケアマネジメン トの質の向上を目指しま す （P240）	【介護保険課】 ・介護支援専門員（主任介護支援専門員含む）法定研修について、研修の質を確保し つつ、オンライン方式で実施するなど、受講負担を軽減して実施してきた。 ・主任介護支援専門員を活用した地域のケアマネジメントの向上事業（高齢包括）に おいて、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員とが連携 し、地域包括ケアを推進するための介護支援専門員支援体制・地域づくりを行う区市 町村独自の取組を支援してきた。		【介護保険課】 ・ <u>法改正により</u> 法定研修の在り方が変わる（資格更新と紐づかない実務者 への義務研修となる）とともに、国による受講負担軽減策が検討されてい る（5 か年の分割受講や教材の一元化）ため、最新情報に基づき、 <u>研修の 実施体制を見直す必要</u> がある。	
		介護支援専門員の確保 ・定着（P214）	介護支援専門員の確保や 定着を促進します （P240）	【介護保険課】 ・介護支援専門員の確保・定着のため、都内で働く介護支援専門員に係る法定研修受 講料の 3／4 を補助し、資格取得・更新に係る費用負担を軽減してきた。 ・介護支援専門員の確保のため、潜在ケアマネジャーに対する就労相談の実施や再就 業等奨励金の交付により、有資格者の活用を促進してきた。 ・サービス需要の拡大に対応し、介護報酬の増による処遇改善を図るため、居宅介護 支援事業所に対して事務職員の雇用経費等を補助し、業務効率化や経営改善を支援して きた。 ・介護支援専門員の離職防止等のため、居宅介護支援事業所管理者向けマネジメント 支援研修（法定外研修）を実施し、管理者が事業運営のマネジメントや人材育成等の 知識・手法を身に着ける支援をしてきた。 ・生産性向上のため、地域一体となってケアプランデータ連携システムの導入促進に 取り組む区市町村に補助を実施し、介護支援専門員や居宅介護支援事業所の負担と経 費を軽減してきた。 ・介護支援専門員の離職防止等のため、令和 8 年度から新たに区市町村が実施する シャドウワークに関する相談窓口の設置及び公共的な団体による受け皿創設支援に対 して補助を実施し、介護支援専門員の業務負担を軽減を図る予定。		【介護保険課】 ・都内で実務に従事する介護支援専門員数は、近年横ばいで推移しており、年齢構成も高齢化しているとともに、令和7年度在宅サービス事業者 運営状況調査において、人材不足と回答している割合が4 割を超えてい る。今後、介護サービス需要の拡大が見込まれる中、介護支援専門員の不足・介護サービス提供への支障が懸念される。 ・このような中、国も上記のとおり <u>介護支援専門員の確保・定着に向けた 法令等の改正を予定しており、改正の影響等も踏まえた上で、介護支援専 門員研修の負担軽減、潜在ケアマネの活用、居宅介護支援事業所の業務効 率化や経営改善等に資する取組を引き続き実施する必要</u> がある。 ・あわせて、 <u>介護支援専門員の法定外業務（シャドウワーク）の負担が顕 在化する中、引き続き区市町村の取組を支援し、介護支援専門員の離職防 止等を図る必要</u> がある。	

重点分野 4 高齢者の住まいの確保と福祉のまちづくりの推進

9 期計画策定時の課題	9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
1 高齢者向け住宅等の確保・居住支援			
(1) 高齢者のための居住支援			
空き家と民間賃貸住宅における入居制限の現状（P227）	公共住宅に加え、民間賃貸住宅への入居促進による重層的な住宅セーフティネットを強化します（P232）	【住宅政策本部】 ・都営住宅の入居者募集については、着実に実施しており、募集戸数の拡大を図ってきた。 ・また、単身高齢者等の入居機会の確保を図るため、家族向けの広い住戸を有効活用して、親族でない高齢者の方同士などが共に暮らすことができる新たな入居者募集「高齢者等ふれあい同居募集」を実施した。 ・公社住宅では、住宅セーフティネット法に基づき高齢者等の居住の安定を確保するため、一部地元自治体と連携して、高齢者等を対象とした専用住宅を提供した。さらに、高齢者等の入居機会を確保するため、既存住宅の入居者募集時において優先申込み制度や近居希望世帯の事前登録制度を活用し、入居促進を図った。 ・民間賃貸住宅については、セーフティネット法に基づき、東京ささエール住宅の供給促進、都の独自補助を含めた経済的支援の強化、居住支援法人の指定促進や区市町村居住支援協議会の設立促進・活性化に関する取組を実施してきた。 ・住宅確保要配慮者のみ入居可能な東京ささエール住宅専用住宅の供給促進に向け、都の独自補助として次の補助事業を行っている（①貸主応援事業（耐震改修費補助、設備改善費補助、見守り機器設置費等補助、少額短期保険等保険料補助をパッケージ化）、②居住支援法人等応援事業（住宅確保要配慮者向けのサブリース物件として、住宅の迅速な提供と見守り等入居後のきめ細かい生活支援等を行う居住支援法人等に対し、安定した居住支援体制の確立を図るための期間、運営費等を補助））。 ・また、高齢者や子育て世帯等の住宅確保要配慮者のみが入居可能な専用住宅について、都は、改修費等の補助を行う区市町村に対し財政支援を行っていたが、令和 7 年度からは専用住宅に加え居住サポート住宅にまで補助対象を拡大した。 ・東京都居住支援協議会は、広域的な立場として、区市町村による協議会の設立促進・活動支援を行うとともに、広く都民への啓発活動などを実施した。	【住宅政策本部】 ・都営住宅については、単身高齢者世帯の増加に伴い、<u>依然として単身向け住戸は高倍率</u>である。 ・公社住宅については、地元自治体と連携して、<u>住宅セーフティネット制度を活用した専用住宅として提供する取組の推進が必要</u> ・また、エレベーターのない住宅の低層階の募集における高齢者世帯等のみが応募できる<u>優先申込み期間の設定や、</u>子世帯との近居を希望する高齢者世帯に、入居者の公募前に<u>優先的にあっせんする登録制度の推進による高齢者の入居促進が必要</u> ・民間賃貸住宅については、事故等に対する貸主の不安から単身高齢者等の入居が制限される場合があることから、入居を制限しない<u>東京ささエール住宅や</u>入居中サポートが行われる<u>居住サポート住宅</u>（主に区市が認定）の供給促進に加え、<u>居住支援法人等による賃貸住宅への入居支援や入居後の生活支援等により、引き続き単身高齢者を含む住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図っていく必要</u>がある。 ・居住支援法人等の活動活性化を図る施策を充実させる必要がある。 ・地域における実効ある居住支援のネットワークを充実させるため、<u>区市町村協議会の機能を強化する必要</u>がある。

重点分野 4 高齢者の住まいの確保と福祉のまちづくりの推進

9 期計画策定時の課題				9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
				地域で高齢者を支える仕組みの整備を支援します (P233)	【住宅政策本部】 ・都営住宅の集会所等を活用し、子供、子育て世帯、高齢者など様々な人々が集い、地域の交流活動の場となる「東京みんなでサロン」を展開し、居場所の創出を図った。 ・公社住宅については、JKK住まいるアシスタントがJKK住宅のコミュニティサロン等を活用し、居場所や交流のきっかけづくりに取り組んだ。 ・見守りを必要とする方が比較的低廉な負担で利用できるセンサー等を活用した見守りサービスを導入し、その利用拡大を図った。 （入居者向け広報紙や住宅掲示板による利用の呼びかけを実施） ・民間賃貸住宅については、セーフティネット法に基づき、東京ささエール住宅の供給促進、都の独自補助を含めた経済的支援の強化、居住支援法人の指定促進や区市町村居住支援協議会の設立促進・活性化に関する取組を実施してきた。 ・住宅確保要配慮者のみ入居可能な東京ささエール住宅専用住宅の供給促進に向け、都の独自補助として次の補助事業を行っている（①貸主応援事業（耐震改修費補助、設備改善費補助、見守り機器設置費等補助、少額短期保険等保険料補助をパッケージ化）、②居住支援法人等応援事業（住宅確保要配慮者向けのサブリース物件として、住宅の迅速な提供と見守り等入居後のきめ細かい生活支援等を行う居住支援法人等に対し、安定した居住支援体制の確立を図るための期間、運営費等を補助））。 ・また、高齢者や子育て世帯等の住宅確保要配慮者のみが入居可能な専用住宅について、都は、改修費等の補助を行う区市町村に対し財政支援を行っていたが、令和 7 年度からは専用住宅に加え居住サポート住宅にまで補助対象を拡大した。 ・空き家利活用等区市町村支援事業により、高齢者の居場所など、地域の活性化に資する施設への改修などに係る費用の助成等を行い、区市町村が行う空き家の利活用の取組への支援を実施している。 ・マンションの認知症居住者に関する講習等を受講したマンション管理士を管理組合に派遣する取組による支援（マンション社会的機能向上支援事業）を実施し、関連するノウハウ等の普及を促進している。	【住宅政策本部】 ・都営住宅について、引き続き居場所の創出が必要 ・公社住宅について、住宅ごとの状況を踏まえ、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携し、<u>高齢者等が交流するきっかけとなるイベント開催を推進することが必要</u> ・公社住宅にお住まいの高齢者等に対し、<u>見守りサービスに関する定期的な広報や情報発信を行い、利用拡大を図ることが必要</u> ・民間賃貸住宅については、事故等に対する貸主の不安から単身高齢者等の入居が制限される場合があることから、入居を制限しない<u>東京ささエール住宅や入居中サポートが行われる居住サポート住宅（主に区市が認定）の供給促進に加え、居住支援法人等による賃貸住宅への入居支援や入居後の生活支援等により、引き続き単身高齢者を含む住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図っていく必要がある。</u> ・<u>居住支援法人等の活動活性化を図る施策を充実させる必要がある。</u> ・地域における実効ある居住支援のネットワークを充実させるため、<u>区市町村協議会の機能を強化する必要がある。</u>

重点分野 4 高齢者の住まいの確保と福祉のまちづくりの推進					
9 期計画策定時の課題			9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
			高齢者と子世帯との近居・同居や高齢者の円滑な住み替え等を支援します（P233）	【住宅政策本部】 ・都営住宅については、既に都営住宅に居住している入居者を対象に、親世帯が子世帯の近くへ、又は子世帯が親世帯の近くへ住み替える「親子ふれあい住み替え」や親世帯と子世帯が同居する場合に、入居者選考において優遇抽せんを行う「親子ふれあい同居」を実施し、親世帯と子世帯の近居・同居を支援した。 ・公社住宅については、建替えに伴う新築住宅の入居者募集にて近居世帯倍率優遇制度を実施した。 （C桜新町（R6.6募集）、C武蔵小金井（R6.12募集）、C用賀馬事公苑（R7.10募集）） ・既存住宅において入居者の希望により、エレベーターのない住宅で「住宅階層変更」の制度による低層階への住み替えのあっせんに取り組んだ。	【住宅政策本部】 ・都営住宅については、<u>引き続き近居・同居の支援が必要</u> ・公社住宅については、子世帯との近居を希望する高齢者世帯への倍率優遇や歩行が困難な方がいる高齢者世帯への低層階へのあっせんを行うことにより、<u>高齢者の円滑な住み替えを支援することが課題</u>
		住宅のバリアフリー化（P230）	住宅の温熱環境やバリアフリー性能の向上を促進します（P233）	【在宅支援課】 ・高齢者施策推進区市町村包括補助事業（住宅改善事業）を活用し、介護保険の住宅改修給付の対象とならない高齢者のいる世帯を対象として住宅改修事業を実施する区市町村を支援している。 【住宅政策本部】 ・都営住宅の建替えにおいては、全ての建替住宅においてエレベーターの設置、スロープの設置、段差解消等のバリアフリー化を実施している。また、令和6年度から、建替えを行う住棟については、ZEH水準で計画している。 ・既存の都営住宅においては、中層住宅へのエレベーターの設置推進に加え、入居中の高齢者の希望に応じ、玄関ドアノブのレバーハンドルへの交換、手すりの設置等を進めている。 ・公社住宅について建替えに伴う新築住宅のバリアフリー化を実施した。 （C桜新町（R6.4竣工）、C武蔵小金井（R6.11竣工）、C用賀馬事公苑（R7.8竣工）） ・既存住宅において入居者の希望により、設備改善を実施した。 ・民間住宅については、マンションの共用部分のバリアフリー化など、計画的に改良・修繕工事を行う管理組合に対し、（独）金融支援機構と連携し、マンション共用部分リフォーム融資に係る利子補給を行う事業（マンション改良工事助成）による支援を実施してきた。	【在宅支援課】 ・<u>高齢者が自宅において自立した生活を送ることができるよう支援していく必要</u>がある。 【住宅政策本部】 ・引き続き都営住宅のバリアフリー化を推進していく必要がある。 ・引き続き都営住宅についてZEH 水準の住棟を整備していく必要がある。 ・引き続き、公社住宅については建替えによる新築住宅のバリアフリー化、及び入居者が安全に過ごすための既存住宅の設備改善を推進していく必要がある。 ・引き続き、民間住宅のバリアフリー化を広く推進し、居住環境の向上を図っていく必要がある。特に、高齢者等のいる世帯に対する住宅改修助成を行う区市町村と連携し、バリアフリー化を促進する必要がある。

重点分野 4 高齢者の住まいの確保と福祉のまちづくりの推進				
9 期計画策定時の課題		9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
	(2) 高齢者向け住宅等の供給促進			
	高齢者が安心して居住できる住まいの確保（P238）	高齢者向け住宅等の供給を促進します（P239）	【住宅政策本部】 ・都営住宅の建替えに当たり、区市町からの要望を踏まえ、事業に支障のない範囲でシルバーピアを整備している。 ・公社住宅については、シニア住宅を整備した。（C武蔵小金井（R6.11竣工）40戸） ・高齢者福祉施設を誘致した。（小金井本町） ・高齢者福祉施設等の誘致に向け、関係事業者と協議調整を実施した。（興野町、大蔵2期） ・民間賃貸住宅については、サービス付き高齢者向け住宅の整備を行う事業者に対し、整備費の一部を補助することにより、地域密着型サービス事業所との連携や一般住宅との併設など、多様なサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進 ・整備費や家賃等を補助する区市町村への財政支援により、高齢者が適切な費用負担で入居できる、緊急時対応や安否確認等のサービスも兼ね備えた住宅の供給を促進 【在宅支援課】 ・サービス付き高齢者向け住宅に医療・介護サービス事業所を併設し、医療・介護・住宅の三者が相互に連携したサービス提供体制が整っている場合等に、「東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業」において加算して補助を実施している。 ・高齢者施施策推進区市町村包括補助事業（シルバーピアの推進事業）を活用し、安否確認、緊急時の対応等を行う生活活動員又はワーデン（管理人）を配置し、バリアフリー化等、高齢者向けに配慮された公的賃貸住宅（シルバーピア）を整備する区市町村を支援している。	【住宅政策本部】 ・民間賃貸住宅については、元気で自立した高齢者向け住宅の供給が不足しており、見守りや交流機能を備えた住まいの普及が不十分である。 ・国で議論されている有料老人ホーム制度見直し等の動向を踏まえ、高齢者向けの住まいの全体像と各施策の役割分担の整理が必要である。 ・サービス付き高齢者向け住宅の供給については、今後の住政審での議論を踏まえ政策目標の見直し等の検討が必要である。

重点分野 4 高齢者の住まいの確保と福祉のまちづくりの推進				
9 期計画策定時の課題		9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
	(3) 高齢者向け住宅の質の確保			
	サービス付き高齢者向け住宅の登録基準 (P243)	サービス付き高齢者向け住宅の登録基準強化の取組を進めます (P244)	【在宅支援課】 ・有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅に対しても、高齢者虐待の防止等のための適切な対策を講じること等を都独自の登録基準として定めている。	【在宅支援課】 ・高齢者虐待の防止を含め、 <u>高齢者向け住宅サービスで提供されるサービスの質を確保する必要がある。</u>
	入居者のサービス選択の自由の確保 (P243)	サービス内容等の情報公開を進めます (P244)	【在宅支援課】 ・高齢者向け住宅サービスで提供されるサービスの質を確保するため、サービス付き高齢者向け住宅に対して、「高齢者向け住宅における生活支援サービス提供のあり方指針」に基づくサービス提供を求めている。 ・高齢者が自身の希望に沿った生活支援サービスを提供している住まいを選ぶことができるよう、事業者からの届出を受け、都内の高齢者向け住宅で提供している生活支援サービスの契約書等を、都のホームページで公表している。 ・「サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携のガイドライン」に基づき、住宅ごとの医療・介護連携の取組等の状況を、都のホームページで公表し、医療・介護連携の質の確保・向上を図っている。	【在宅支援課】 ・ <u>高齢者向け住宅サービスで提供されるサービスの質を確保する必要がある。</u> ・ <u>高齢者が医療や介護を要する状態になっても安心して暮らし続けることができる住宅の供給を促進する必要がある。</u>
	サービス付き高齢者向け住宅に対する指導 (P244)	サービス付き高齢者向け住宅に対する現地検査等の取組を進めます (P244)	【住宅政策本部】 ・登録後のサービス付き高齢者向け住宅の登録事項の状態を確認し、必要な助言・指導等を行うことにより、サービス付き高齢者向け住宅の適正な運営、サービスの質の確保及び入居者保護を図ってきた。 ・検査基準等に照らし、改善の必要があると認められる事項については、適正な助言及び指導を行った。	【住宅政策本部】 ・ <u>サービス付き高齢者向け住宅の供給</u> については、今後の住宅政策審議会での議論を踏まえ <u>政策目標の見直し等の検討が必要</u> である。 ・ <u>国で議論されている有料老人ホーム制度見直し等の動向を踏まえ、高齢者向けの住まいの全体像と各施策の役割分担の整理が必要</u> である。

重点分野 4 高齢者の住まいの確保と福祉のまちづくりの推進			
9 期計画策定時の課題	9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
2 福祉のまちづくりの推進			
建築物や道路、公共交通等における整備 (P246)	円滑な移動、施設利用のためのバリアフリー化を推進します (P246)	【生活福祉部】 ・高齢者・障害者団体や事業者団体の代表者、学識経験者等で構成する東京都福祉のまちづくり推進協議会を開催し、委員の意見・要望を十分に聴取・反映させるほか、パンフレット等を活用し、福祉のまちづくり条例やバリアフリーに関する情報提供を行った。 ・様々な公共施設等において、利用者の視点に立った整備が進められるよう、地域福祉推進区市町村包括補助事業の採択の要件に「当事者点検」を必須としているほか、当事者参画によるバリアフリー整備の進め方や事例をまとめたハンドブックの活用を働きかけた。 ・車椅子使用者対応トイレに関するバリアフリー情報をオープンデータ化するとともに、外出に必要な情報が集約されたとうきょうユニバーサルデザインナビにおいて情報を掲載し、毎年度更新した。 ・児童生徒を対象とした「心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクール」の実施や、従業員への普及啓発の実施などに取り組む企業を登録・公表する「心のバリアフリー」サポート企業連携事業、障害者等用駐車区画の適正利用に向けた一都三県共同での普及啓発を実施した。 ・都民の「心のバリアフリー」についての理解を促進するため、分かりやすく、体系的に伝えるホームページを開設し、情報発信を強化した。 ・地域福祉推進区市町村包括補助により、情報バリアフリーや心のバリアフリーに取り組む区市町村の取組を支援した。 【都市整備局】 ・だれにも乗り降りしやすいバス整備事業において、民営バス事業者に対し、購入経費の一部を補助することで、ノンステップバスの導入促進を図った。 ・地下鉄駅においては、地下高速鉄道整備事業費補助により、都交通局が施行する地下高速鉄道のバリアフリー整備等に対して、建設費の助成を行い、支援を実施してきた。 ・ＪＲ・私鉄駅においては、区市町と連携し鉄道事業者への補助を行うことで、エレベーターやホームドア、バリアフリースイレ等の整備を促進してきた。また、ホームドアについては、令和10年度までにＪＲ・私鉄駅の約6割のホームに設置することを目指し、鉄道事業者に対して支援を実施してきた。 ・区市町村のバリアフリー基本構想や移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の作成費を助成することで、まちの面的なバリアフリー化を促進してきた。	【生活福祉部】 ・ <u>当事者参画の取組により</u> 、利用者の視点に立った、 <u>建築物等のバリアフリー化を一層進めることが必要</u> である。 ・誰もが必要とする設備やサービスを利用できるために、 <u>バリアフリー情報の提供を充実させることが重要</u> である。 ・ <u>都民が「心のバリアフリー」について正しく理解し、生活の中で実践できることが重要</u> である。 ・ <u>情報バリアフリーや心のバリアフリーに取り組む区市町村等を効果的に支援していくことが重要</u> である。 【都市整備局】 （・だれにも乗り降りしやすいバス整備事業はR7年度で事業終了） （・ホームドア整備加速緊急対策事業はR10年度で事業終了）
情報バリアフリー及び心のバリアフリー (P246)	情報バリアフリー及び心のバリアフリーに向けた取組を推進します (P246)		

重点分野 4 高齢者の住まいの確保と福祉のまちづくりの推進

9 期計画策定時の課題		9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
	建築物や道路、公共交通等における整備（P246） 情報バリアフリー及び心のバリアフリー（P246）	建築物や道路、公共交通等における整備（P246） 情報バリアフリー及び心のバリアフリー（P246）	【都市整備局】 ・建築物バリアフリー条例を改正し、劇場等の客席の基準を追加した。 ・バリアフリー法に基づき、建築物移動等円滑化基準を超え、より高いレベルの誘導基準に適合する建築物の認定を実施した。 【産業労働局】 ・宿泊施設のバリアフリー化支援事業により、障害者・高齢者等が観光やビジネスのために、都内宿泊施設を安心かつ円滑に利用できるよう、バリアフリー化への支援を実施してきた。 ・東京ひとり歩きサイン計画について、都道に設置したピクトグラム(絵文字)や多言語で表記した歩行者用観光案内標識の維持管理を行った。 ・アクセシブル・ツーリズム支援事業により、障害者や高齢者等が積極的に外出して、様々な交通機関を快適に利用しながら旅行などを行う取組を推進するために様々な施策を実施してきた。 ・アクセシブル・ツーリズム支援事業について、シンポジウムやウェブサイト等による受入側に対する普及啓発を実施してきた。 ・アクセシブル・ツーリズム支援事業について、東京観光バリアフリー情報ガイドを充実させたほか、リフト付きバスの利用補助を拡充の上、実施してきた。	【産業労働局】 ・車いす利用者用客室の普及促進が必要 ・島しょ地域や飲食店等、これまで情報発信の対象ではなかった地域や施設への拡大が必要

重点分野 4 高齢者の住まいの確保と福祉のまちづくりの推進

9 期計画策定時の課題	9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
3 安全・安心の確保			
(1) 防災・防火への取組			
災害時等における要配慮者への対応 (P249)	要配慮者等への対策を強化します (P249)	【総務部】 ・区市町村包括補助事業により、区市町村における避難支援体制の整備に必要な経費の一部に対する補助を実施した。 ・区市町村の福祉保健・防災担当者を対象に要配慮者支援に係る研修を実施するとともに、災害時に関係機関が連携して福祉施設や福祉避難所に対する支援を実施できるよう、関係機関による推進委員会や研修会を開催し、東京都における災害福祉広域支援ネットワーク体制の強化を行った。 【東京消防庁】 ・住宅用火災警報器の条例どおりの設置及び維持管理の推進、火災予防意識の向上を図るため、リーフレットを作成し、各消防署を通じて配布した。防火防災巡回の実施件数は令和6年は127,863件、令和7年は139,549件であった。 ・要配慮者の災害や日常生活事故等による被害を軽減するため、区市町村や福祉関係者等の関係機関と連携し、住まいの防火防災診断を実施した。実施件数は令和6年は998件、令和7年は1,351件であった。 ・高齢者の日常生活事故の減少を目的として作成した事故防止冊子「STOP！高齢者の事故」を東京都シルバーパス事業と連携し、シルバーパス発行窓口で新規申請者に対し配布するとともに、一部の郵便局と年金事務所の窓口にも配布した。また、高齢者を訴求対象とした熱中症対策普及動画を制作し、東京消防庁公式YouTubeチャンネルや報道機関へ公表し、情報発信に努めた。 ・東京消防庁が作成した「ネットで自衛消防訓練（小規模社会福祉施設用）」を活用するなどにより、事業所と連携して、実践的な訓練や夜間体制を踏まえた自衛消防訓練指導を実施するとともに、インターネット環境が整っていない事業所に対しては、同内容のDVDを活用した自衛消防訓練指導を実施した。	【総務部】 ・引き続き、区市町村包括補助事業及び区市町村担当者向け研修により、<u>区市町村の要配慮者対策を支援するとともに、災害福祉広域支援ネットワーク体制の充実・強化を図っていく必要</u>がある。 【東京消防庁】 ・住宅用火災警報器の設置率は87.5%と高い数値を示している一方で、約3割は設置から10年を経過している。住宅火災の死者の約7割～8割が高齢者であることから、火災の早期覚知、早期避難のためにも、<u>継続した住宅用火災警報器の維持管理の推進方法の検討が必要</u>である。 ・火災、震災、日常生活事故の危険度が高い、<u>真に診断が必要な要配慮者に消防職員がアプローチするためにはどの関係機関とどのように連携していくか検討する必要</u>がある。 ・冊子「<u>STOP！高齢者の事故</u>」の配布数には限界があり、<u>更に多くの高齢者の方に周知するには他の関係機関との連携が必要</u>である。

重点分野 4 高齢者の住まいの確保と福祉のまちづくりの推進					
9 期計画策定時の課題		9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)		振り返り（実績等）	
10期計画に向けた課題					
(2) 交通安全対策					
	高齢者の交通事故防止（P252）	高齢者に向けた交通安全の普及啓発に取り組みます（P252）	【警視庁】 ・高齢歩行者や自転車を乗用する高齢者に対する交通安全指導の実施や反射材直接添付活動等による反射材の普及促進、参加・体験型交通安全講習会等の開催、高齢ドライバーに対する運転免許自主返納の促進等を実施した。 ・令和 7 年における都内の交通事故による死者数は134人だったが、そのうち65歳以上の高齢者の死者数は64人で、交通事故死者数全体に占める割合は47.8％と、都内の高齢者人口の割合 22.4%(令和 8 年 1 月 1 日現在)と比較しても高い割合を占めている。 【都民安全総合対策本部】 ・高齢運転者による交通事故の抑止を図るため、運転免許証の自主返納の促進に取り組むとともに、なお運転を継続する高齢者に対しては、その安全運転の確保に資する各種施策を講じた。（区市町村の交通安全教育担当者への実務講習会、参加・体験型の交通安全教育、地域交通安全ふれあい事業、シルバーパス用パンフレットへの啓発記事の掲載、高齢運転者交通事故防止のために普及啓発、デジタルサイネージを活用した普及啓発、休日家族相談会）	【警視庁】 ・<u>令和 7 年における高齢者の交通事故死者数のうち、高齢歩行者が37人で歩行者交通事故死者数全体の61.7％を占めており、自転車乗用中の高齢者は14人で自転車交通事故死者数全体の66.7％を占めている。</u> ・高齢者自身が交通環境の変化に対応できなかったり、加齢に伴い身体能力が低下していることへの認識不足、横断違反や信号無視などの基本的なルールを守らずに交通事故で亡くなるケースが散見される。 【都民安全総合対策本部】 ・令和 7 年中における高齢運転者が関与する交通事故の発生件数は微減しており、全事故件数に占める当該事故の割合についても低下傾向が認められる。 しかしながら、今後は免許保有者総数に占める高齢者の割合が一層高まることが見込まれることから、交通事故への関与率の上昇が懸念されるところである。 このため、<u>引き続き、運転免許証の自主返納の促進と、安全運転の確保に資する施策の両面から、総合的かつ着実に対策を推進していく必要</u>がある。	

重点分野5 地域生活を支える取組の推進				
9期計画策定時の課題		9期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
1 生活支援サービスの推進				
(1) 生活支援サービスの充実				
多様な生活支援サービスの充実と地域の担い手としての高齢者（P265）	生活支援サービスの充実に向けた取組を支援します（P266）	【在宅支援課】 ・区市町村の生活支援コーディネーターを対象とした研修事業を実施し、地域における住民主体の介護予防・生活支援サービスの拡充に向けた支援を行っている。		【在宅支援課】 ・ <u>高齢者の支援に関するニーズの多様化に応えるため、引き続き地域の実情に即したサービス提供体制の確保に取り組む必要がある。</u>
(2) 見守りネットワークの構築と安全・安心に暮らせる体制の整備				
地域における見守りの新たな課題（P267）	高齢者の見守りネットワークの構築を推進します（P268）	【在宅支援課】 ・地域包括支援センターと連携し、単身高齢者世帯等からの相談体制の充実や戸別訪問等の取組を重点的に行う、見守り相談窓口を設置する区市町村への支援を拠点整備事業として、充実強化している。 ・区市町村による地域の見守り体制整備の取組を支援するとともに、都として高齢者の生活に身近な事業者・団体と協定を締結し、研修を実施するなど、見守り活動の担い手の確保に取り組んでいる。 ・高齢者の見守りを担う事業者・団体等の活動をより円滑なものとするためのアプリを開発し、区市町村や協定締結事業者・団体等に提供して、より効率的・効果的な活動ができるよう支援している。		【在宅支援課】 ・ <u>単身高齢者世帯等の増加を見据え、区市町村の体制強化を促進するとともに、効率的・効果的な高齢者の見守り体制の整備を図っていく必要がある。</u>
家庭内での緊急事態への備え（P267）	高齢者の在宅生活の安全を確保します（P268）	【在宅支援課】 ・区市町村、福祉局及び東京消防庁が一体となって高齢者救急通報システム事業及び高齢者住宅火災通報システム事業を実施することにより、一人暮らし高齢者等が家庭内で急病や火災等の緊急事態に陥った際に迅速な救助等を行い、高齢者の在宅生活の安全確保を図った。 【東京消防庁】 ・救急直接通報等の円滑な運用と事務の適正執行を図るため、各消防署及び区市町村の事務担当者に対する会議を実施した。なお、令和7年度末現在の登録状況について、救急直接通報にあつては371世帯、住宅火災直接通報にあつては76世帯が登録している。 ・令和7年度に、8社の救急及び住宅火災代理通報業者の認定更新があり、審査の結果、認定に至った。なお、令和7年度末現在の東京消防庁認定通報事業者数は、救急代理通報が9社、住宅火災代理通報が6社である。		【在宅支援課】 ・高齢者の家庭内での緊急事態に備え、 <u>区市町村が実施する一人暮らし高齢者等の安全確保の取組を引き続き支援していく必要がある。</u> 【東京消防庁】 ・ <u>高齢者は、迅速な通報が困難であると予想されることから、通報制度の利用が望ましいが、救急直接通報及び住宅火災直接通報の登録者については、年々減少傾向にある。</u>

重点分野5 地域生活を支える取組の推進				
9期計画策定時の課題		9期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
2 家族や地域が高齢者を支えることができる環境づくり				
(1) 要介護者を支える家族への支援				
家族介護者への支援 (P274)	家族介護者の介護負担が軽減されるよう取組を推進します (P274)	【施設支援課】 ・特別養護老人ホーム等に併設するショートステイの整備を支援してきた。 ・小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護等について整備費補助を実施しており、小規模多機能型居宅介護の R7年度末開設状況は244か所、看護小規模多機能型居宅介護の R7年度末開設状況は88か所となっている。 【認知症支援担当】 ・認知症のある人の家族介護者が心理的に孤立しないよう、家族介護の経験のある人が相談員として対応する電話相談を実施した。 ・介護者支援の拠点となる医療機関と連携した認知症カフェの設置など、地域の実状に応じて、認知症のある人と家族の支援に取り組む区市町村を支援した。 ・若年性認知症の家族会への支援や、若年性認知症のある人の活動を支援するための拠点整備を行う区市町村の取組を支援した。		【施設支援課】 ・<u>短期入所系サービス</u>の確保について、ショートステイの整備数が増加した一方、<u>利用者の確保が困難となる施設が生じている。</u> ・<u>建築費高騰が続き整備計画に影響</u> 【認知症支援担当】 ・<u>家族介護者の負担軽減に資するよう、引き続き都民への周知や区市町村への支援を推進する必要</u>がある。
家族介護者支援の多様化 (P274)	多様化する家族介護者への支援の取組を推進します (P275)	【在宅支援課】 ・地域包括支援センター職員を対象とした研修事業を実施し、多様な課題を抱える高齢者や家族介護者に対し、様々な専門職や関係機関と連携して相談支援を行える人材の育成を図っている。		【在宅支援課】 ・高齢者や家族介護者の抱える課題は、高齢化の進展等により一層複雑化しており、<u>地域包括支援センター職員の資質向上や関係機関の連携、区市町村の取組の拡充を図っていく必要</u>がある。

重点分野5 地域生活を支える取組の推進				
9期計画策定時の課題		9期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
	(2) 介護と仕事の両立などライフ・ワーク・バランスの推進			
	介護と仕事の両立などライフ・ワーク・バランスの推進 (P278)	介護と仕事の両立などライフ・ワーク・バランスの推進 (P278)	【介護保険課】 - 働きながら介護に取り組むミドル層の負担軽減を図るため、介護に関する情報をワンストップで収集できるほか、地域包括支援センターを24時間予約できるシステム基盤の構築を進めている。 - 要介護認定に要する期間の短縮を図るため、介護情報基盤の円滑な導入・活用及びD Xによる期間短縮に向けた取組や事務の効率化を図る区市町村に対し支援する。 - 介護離職防止のため、介護支援専門員を活用の上、従業員向け相談窓口の整備や初期集中支援制度の整備に取組む中小企業に奨励金を交付するなど、介護と仕事の両立支援を推進している。 【産業労働局】 - ライフ・ワーク・バランス推進事業において、ライフ・ワーク・バランスについて優れた取組を行う企業を認定するとともに、認定企業をはじめとする先進企業の取組内容や効果的な支援ツール等を紹介するライフ・ワーク・バランスEXPOを開催した。 - 育児・介護との両立のためのテレワーク導入促進事業において、育児・介護中の従業員を対象とするテレワーク導入を行う企業等に対し、導入経費の助成及び専門家派遣を実施した。 - 働きやすい職場環境づくり推進事業において、奨励金の支給や、専門家派遣、研修会を実施し、企業における働きやすい職場環境づくりを推進した。 - 家庭と仕事の両立支援推進事業において、ポータルサイトでの企業事例や有識者コラム等の紹介、短編動画の制作・発信のほか「介護と仕事の両立」をテーマに、企業経営者や人事労務担当者、従業員を対象にシンポジウムを開催した。 - 介護休業取得応援事業において、従業員に介護休業を取得させ、復帰させた企業へ奨励金を支給し、企業の介護休業取得と職場環境整備を推進した。 【生活文化局】 - 東京都や区市町村におけるセミナー等の開催情報や支援情報等を紹介することなどにより、ライフ・ワーク・バランスの推進を図った。 - 仕事、子育て又は介護等の経験を持つ助言者「都民メンター」に気軽に相談できる女性の悩み相談サイト「T O K Y Oメンターカフェ」を運営し、悩みや不安を抱える女性への支援を実施した。	【介護保険課】 <u>各世代のライフイベントに合わせた情報提供など、積極的な情報発信を行うことが必要</u> <u>要介護認定に要する期間の短縮等により、速やかな介護保険サービス利用、家族介護者の負担軽減を推進することが必要</u> <u>引き続き、介護離職防止に向けて、介護支援専門員を活用した介護と仕事の両立支援を推進していくことが必要</u> 【産業労働局】 <u>ライフ・ワーク・バランス推進事業</u>について、<u>認定企業募集のさらなる工夫やEXPOの内容充実が必要</u>である。 - 引き続き、育児や介護を抱える従業員がテレワークしやすい職場環境を整備する必要があるため、<u>R 8以降、育児・介護との両立のためのテレワーク活用促進事業を実施</u>する。 <u>働きやすい職場環境づくり推進事業</u>について、より多くの企業に本事業を活用してもらい、<u>企業の職場環境整備を推進していく必要</u>がある。 <u>家庭と仕事の両立支援推進事業</u>について、<u>介護と仕事の両立を中心に発信する情報のアップデートが必要</u>である。 <u>介護休業取得応援事業</u>について、より多くの企業に本事業を活用してもらい、<u>介護と仕事の両立に向けた企業の職場環境整備を推進していく必要</u>がある。 【生活文化局】 <u>仕事と介護の両立は重要な問題であり、情報提供や相談できるサイトを継続して運営していく必要</u>があることが明らかとなった。

重点分野 5 地域生活を支える取組の推進					
9 期計画策定時の課題		9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)		振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
3 高齢者の権利擁護と虐待等への対応					
(1) 高齢者の権利擁護					
日常的な相談支援 (P280)	日常的な相談支援体制を充実 します (P280)	【認知症支援担当】 ・区市町村及び地域包括支援センターを対象とした専門職による相談支援や、区市町村職員、介護サービス事業所の管理者等に向けた権利擁護研修を実施した。 【生活福祉部】 ・福祉サービス総合支援事業により、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の活用、苦情対応相談、権利擁護などの福祉サービスの利用者等に対する支援を、住民に身近な区市町村が総合的・一体的に実施するための体制整備の支援を行ってきた。 ・単身高齢者等の総合相談支援事業により、単身高齢者等が本人の希望に基づく生活を送りながら安心して人生の終えんを迎えられるよう、将来に向けて生じるであろう諸課題に対応する相談支援体制の整備等に取り組む区市町村を支援してきた。令和8年3月末現在で8自治体が本事業を活用している。 ・日常生活自立支援事業により、認知症高齢者等の判断能力が十分とは言えない人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用に当たって必要な手続き、日常的な金銭管理などについての支援を行ってきた。			【認知症支援担当】 ・高齢者虐待事案は増加傾向にあり、 <u>引き続き地域における高齢者虐待への対応力向上を図る必要</u> がある。 【生活福祉部】 ・ <u>判断能力の不十分な方の権利擁護や福祉サービスの利用等に関して、身近な地域で相談できる窓口の整備が求められる。</u> ・ <u>単身高齢者への相談支援等について、区市町村の取組を働きかけ、都内全域における相談支援体制の整備を進めていくことが求められる。</u> ・ <u>社会福祉法改正による日常生活自立支援事業の見直しを踏まえ、</u> 利用者への良質なサービス提供の観点から、 <u>民間事業者など多様な実施主体に対して、都が実効性を伴った指導等を行えるようにすること等が求められる。</u> また、実施義務のある <u>東社協が安定的かつ継続的に運営できるよう支援していく必要</u> がある。
成年後見制度の活用 (P280)	必要な方が安心して成年後見制度を利用できる体制を整備 します (P280)	【生活福祉部】 ・成年後見制度利用促進法及び利用促進基本計画の趣旨を踏まえ、区市町村、社協、家裁、専門職団体等と連携し、成年後見の利用促進に向けた取組を推進してきた。 ・成年後見制度推進機関の設置状況は、令和8年3月末時点で53自治体となっている。			【生活福祉部】 ・民法、社会福祉法改正による <u>成年後見制度の見直しを踏まえ、新たに令和9年度から始まる第三期成年後見制度利用促進計画基本計画における取組を着実に実施することで、制度の更なる利用促進に取り組む必要</u> がある。
(2) 高齢者虐待への対応					
相談・通報件数、虐待判断件数の増加 (P285)	虐待防止対応のための体制を 確保します (P286)	【認知症支援担当】 ・区市町村及び地域包括支援センターを対象とした専門職による相談支援や、区市町村職員、介護サービス事業所の管理者等に向けた権利擁護研修を実施した。 ・区市町村及び地域包括支援センター向け東京都高齢者虐待対応マニュアルの全面改訂を行う（令和8年3月）とともに、区市町村のマニュアルの策定・改訂等の支援を開始した。 ・高齢者虐待の防止と養護者支援支援を実施するための体制整備、啓発活動などに取り組む区市町村を支援した。 【警視庁】 ・110番通報、被害の届出、保護業務や相談受理等の警察活動に際し、高齢者虐待を認知した場合は、速やかに区市町村への通報を行うとともに、関係機関と連携し適切な対応を行った。			【認知症支援担当】 ・高齢者虐待事案は増加傾向にあり、 <u>引き続き地域における高齢者虐待への対応力向上を図るとともに、区市町村や関係機関等との連携を深め、高齢者虐待防止対応の更なる強化を図る必要</u> がある。 【警視庁】 ・ <u>市区町村をはじめとした関係機関との更なる連携の強化に努める必要</u> がある。

重点分野 5 地域生活を支える取組の推進				
9 期計画策定時の課題		9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
	(3) 悪質商法等による消費者被害対策			
	悪質商法等による消費者被害対策 (P288)	悪質商法等による消費者被害対策 (P288)	【生活文化局】 ・区市町村における消費者安全確保地域協議会の設置支援のため、アウトリーチ活動や設置状況調査を行い、状況分析の上、必要な情報提供や助言を実施した。 ・消費者被害の未然・拡大防止については、敬老の日を含む毎年9月を悪質商法による「高齢者被害防止キャンペーン月間」とし、ポスター、リーフレット、ステッカー等の啓発資料を作成・配布するとともに、交通広告等による啓発を行った。 ・高齢者の身近な存在である訪問介護員（ホームヘルパー）、介護支援専門員、民生委員・児童委員等を対象に、悪質商法の手口、被害発見のポイント、被害発見時の対応などについて出前講座を行った。 ・配送業務等で各家庭を訪問する事業者と連携して、悪質商法被害に関する注意喚起情報（リーフレット）を、声かけをしながら手渡しで届けた。 ・東京都消費生活総合センターに高齢者専用の相談窓口「高齢者被害110番」、高齢者の身近にいるホームヘルパー、ケアマネージャー等が地域の高齢者被害について通報や問い合わせをするための専用電話「高齢消費者見守りホットライン」を開設し、高齢者の相談を集中して受け付けた。 【都民安全総合対策本部】 ・依然として予断を許さない「特殊詐欺対策」について、警視庁・区市町村・関係団体等と連携し、各種施策を講じた。（特殊詐欺被害防止に向けた体験型啓発、特殊詐欺被害防止公演、特殊詐欺被害防止リーフレット） 【警視庁】 ・令和6年以降、ニセ警察詐欺の発生、さらには投資熱等に伴うＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺被害の増加によって、特殊詐欺（ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺を含む）の認知件数・被害額は急増した。 電話対策として、国際電話不取扱受付センターへの加入促進並びに国際電話番号ブロックシステムを搭載した警視庁防犯アプリ「デジポリス」及び警察庁推奨アプリの普及促進に努めた。また、金融機関に対する口座取引のモニタリング強化の働き掛けを行うなど、被害防止対策を強力に推進した。 さらに、匿名・流動型犯罪グループ対策本部のホームページを開設し、「被害者の声」や「闇バイト応募者の述懐」等、トクリュウの悪質性や狡猾さを強調した発信を行うとともに、小学生をはじめとした若年層に対する情操教育を推進し、トクリュウは「社会の敵」との認識を児童期の早い段階から持たせることで、社会全体でトクリュウを排除するという気運の醸成及び都民・国民の防犯リテラシーの向上を図るなど、戦略的な広報啓発活動を展開した。	【生活文化局】 ・<u>消費者被害</u>について、注意喚起や情報提供を通じて、<u>被害の未然防止を図るとともに、社会的機運の醸成を図る必要</u>がある。 【都民安全総合対策本部】 ・都内における令和7年の特殊詐欺の被害状況は、認知件数が4,350件、被害額は約281.5億円と過去最悪となり、予断を許さない状況である。 ・<u>複雑化する特殊詐欺の手口や防犯対策を理解させるとともに、犯人の手口の巧妙さを実体験させることにより、自分も騙される危険性を認識させる必要</u>がある。 【警視庁】 ・令和8年4月末の<u>特殊詐欺（ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺を含む）</u>の被害状況は、認知件数1,821件（前年比＋10件）、被害額は約215.8億円（前年比＋59.8億円）となり、特にＳＮＳ型投資詐欺の被害に歯止めがきかない状況である。被害抑止のため、ＳＮＳ上の対策や各関係機関との連携をさらに強化するほか、手口の変化を捉えて迅速的確な対策を推進するなど、<u>都民・国民と危機意識を共有し、社会全体でトクリュウ対策に取り組む気運を情勢していく必要</u>がある。

重点分野 6 在宅療養の推進					
9 期計画策定時の課題		9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)		振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
1 在宅療養体制の確保					
(1) 地域における在宅療養の推進					
地域における医療と介護の連携等 (P300)	在宅療養患者を支える地域の取組を促進します (P301)	【保健医療局】 ・在宅療養の取組を広げていくため、区市町村や地区医師会との連絡会等の場を活用し、先進事例や好事例の共有等を行ってきた。 ・切れ目のない在宅医療の提供に向け、24時間診療体制の確保や後方支援病床の確保、デジタル技術を活用した情報共有や多職種連携に取り組む区市町村への支援を実施してきた。 ・在宅療養に携わる医療・介護関係者の団体からなる多職種連携連絡会を運営し、相互理解の促進や連携の強化を図ってきた。 ・在宅医療・介護連携推進事業の実施主体である区市町村を「在宅療養において必要な連携を担う拠点」と位置付け、これまでの医療・介護関係者の連携等の取組を充実させるとともに、新たに障害福祉の関係者との連携や災害時対応等の取組を推進してきた。 ・地域の在宅療養体制が確保されるよう、自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに他の医療機関の支援などを行う「在宅療養において積極的役割を担う医療機関」を指定し、地域の実情に応じた当該医療機関の取組を支援してきた。 ・在宅療養の現場で、医療従事者が安心して在宅医療に従事できるよう、在宅医療従事者が患者やその家族から受けるハラスメントに関する相談窓口を運営するとともに、在宅医療従事者向けの研修を実施してきた。 ・在宅人工呼吸器使用者の非常用電源の確保等、災害時の要支援者への支援体制の確保に取り組む区市町村への支援を実施してきた。 ・訪問診療を行う医療機関等における災害対応力の強化や、在宅医療における災害対応体制の構築に取り組む区市町村の支援を実施してきた。 ・ACPに関し、都民に向けて啓発冊子の発行やACPポータルサイトの運営による普及啓発を実施するとともに、医療・介護関係者向けの理解促進等に係る研修を実施してきた。 【健康安全部】 ・在宅療養支援に必要な知識・技能を習得するため、在宅訪問研修や無菌調整技能研修を実施した。 ・医師、看護師、ケアマネジャー等の多職種との研修会や連絡会を実施し、地域の薬局・薬剤師と多職種との連携（多職種連携）や病院薬剤師と薬局薬剤師の連携（薬薬連携）の推進を図った。 ・地域包括支援センター等の関係機関や多職種と連携し、地域住民向けにかかりつけ薬剤師や連携薬局等の機能について広く周知・啓発を行い、かかりつけ薬剤師等の活用促進を図った。		【保健医療局】 ・今後も都の高齢者人口は増えていくことが推計されており、<u>新たな地域医療構想や保健医療計画の中間見直しを踏まえ、医療と介護の連携や在宅療養の推進に向けた取組を実施していく必要</u>がある。 ・特に、<u>ACPに関する取組</u>は、更なる高齢社会を迎えるに際して、医療・介護関係者の関心度合が高まっている中、<u>都民への更なる普及啓発が必要</u>である。 【健康安全部】 ・高齢者の更なる増加に伴い、在宅療養の需要は高まることから、引き続き<u>かかりつけ薬剤師・薬局の機能を強化し、地域包括ケアシステムへの参加促進に向けた取組を実施していく必要</u>がある。 ・在宅療養を行ううえで、日々進化する医療や多様な病態の患者へ対応するため、継続して知識や技能を習得することが求められている。 ・<u>地域包括ケアシステムの中で薬剤師が専門性を発揮できるよう、多職種連携や薬薬連携の更なる推進を図ることが必要</u>である。 ・<u>地域住民に対し、かかりつけ薬剤師の更なる利用促進のための講習会等を実施していくことが必要</u>である。 ・令和7年度薬機法改正により、届出制の健康サポート薬局は認定制の健康増進薬局となることから、地域住民に対し、<u>健康増進薬局の活用促進を図るための啓発等を行うことが必要</u>である。	

重点分野 6 在宅療養の推進				
9 期計画策定時の課題		9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
	(2) 在宅療養生活への円滑な移行の促進			
	入院医療機関と地域の医療介護関係者との連携（P305）	入院医療機関と地域の保健・医療・福祉関係者の連携を強化し、在宅療養生活への円滑な移行を促進します（P305）	【保健医療局】 ・医療機関における入退院支援に取り組む人材育成のための研修を実施するとともに、中小病院における入退院支援人材の確保のための人件費補助を実施してきた。 ・各地域で運用されている多職種連携システムの違いに関わらず、円滑に患者情報にアクセスできる多職種連携タイムラインと、病院間の円滑な転院を促進する転院支援システムを実装した「東京都多職種連携ポータルサイト」を運用してきた。	【保健医療局】 ・同上
	(3) 訪問看護ステーションへの支援			
	訪問看護ステーションの運営体制（P308）	訪問看護人材の確保・定着を推進します（P309）	【在宅支援課】 ・訪問看護師を目指す看護職・学生等に対して、訪問看護の重要性や魅力をPRする講演会を実施している。 ・看護職員が産休等を取得する際の代替職員確保に係る経費を支援し、訪問看護人材の定着を推進している。 ・訪問看護未経験の看護職を雇用して育成を行う訪問看護ステーションへの支援を実施している。	【在宅支援課】 ・引き続き訪問看護ステーション数は増加傾向にある中で、医療と介護の連携に不可欠な訪問看護サービスの安定的な供給のために、小規模ステーションの質の確保を図っていく必要がある。 ・教育ステーションの設置がない、もしくは体制が十分でない地域について、身近な地域に配置ができるよう新規指定事業者の確保に向けて検討していく必要がある（現在は21か所指定）。
		訪問看護人材の育成を支援します（P309）	【在宅支援課】 ・教育ステーション事業により、同行訪問等の研修や勉強会など地域の訪問看護人材の育成を支援している。 ・訪問看護ステーションの管理者等向けの研修を実施し、安定的な運営や多機能化等を行うことができる管理者等の育成を推進している。 ・訪問看護ステーション看護師の認定看護師資格取得、及び特定行為研修の受講に係る経費について補助を行い、訪問看護人材の育成を支援している。	
		訪問看護ステーションの運営等を支援します（P309）	【在宅支援課】 ・看護職員の事務負担軽減のため、新たに事務職員を雇用する場合、事務職員の雇用に係る経費について補助を行い支援している。 ・訪問看護ステーション数は年々増加し、令和8年5月1日現在で1,918か所となっている。	

重点分野 6 在宅療養の推進			
9 期計画策定時の課題	9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り (実績等)	10期計画に向けた課題
2 在宅療養を支える人材の確保・育成			
在宅療養に関わる人材確保・育成 (P312)	在宅療養に関わる人材確保・育成を推進します (P312)	【保健医療局】 ・訪問診療等を実施していない診療所医師等を対象に、在宅医療に関する理解を促進するためのセミナーを開催してきた。 ・地域で在宅療養の中心的役割を担う「在宅療養地域リーダー」を養成するとともに、病院スタッフを対象とした地域の在宅療養の取組等の理解促進のための研修や、病院スタッフと診療所、訪問看護ステーションのスタッフの相互理解を促進する研修等を実施してきた。 ・入退院時における入院医療機関と地域の医療・介護関係者の連携・情報共有の一層の強化を図るため、医療・介護関係者を対象とした実践的な研修を実施してきた。	【保健医療局】 ・ 1 (1) 同
3 在宅療養に関する都民の理解促進			
在宅療養に関する都民への理解促進 (P315)	在宅療養に関する都民への普及啓発を推進します (P315)	【保健医療局】 ・「東京都在宅療養推進会議」において、医療と介護が連携した在宅療養体制の整備や、在宅療養に関する都民・関係者への普及啓発等、東京都における在宅療養の推進に向けた検討・取組を実施してきた。 ・ACPに関する都民向け普及啓発及び医療・介護関係者向けの理解促進等に係る研修を実施してきた。	【保健医療局】 ・ 1 (1) 同

重点分野 7 認知症施策の総合的な推進

9 期計画策定時の課題	9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
1 認知症施策の総合的な推進			
認知症の人の増加への対応（P327）	認知症施策を総合的に推進します（P327）	【認知症支援担当】 ・国が策定した認知症施策推進基本計画を踏まえ、東京都認知症施策推進会議において検討し、東京都認知症施策推進計画を策定した。 ・毎年度、都民向けシンポジウムを開催するとともに、パンフレット「知って安心 認知症」及びポータルサイト「とうきょう認知症ナビ」をリニューアルし、新しい認知症観の浸透など普及啓発の推進及び本人発信の支援を図った。	【認知症支援担当】 ・ <u>東京都認知症施策推進計画の中間の見直しについて、高齢者保健福祉計画との調和を図る必要</u> がある。 ・引き続き、 <u>東京都認知症施策推進会議において有識者や当事者の意見を把握し、施策に的確に反映</u> していく。
2 普及啓発・本人発信支援			
認知症に関する理解の増進（P328）	普及啓発及び本人発信支援を推進します（P328）	【認知症支援担当】 ・毎年度、都民向けシンポジウムを開催するとともに、パンフレット「知って安心 認知症」及びポータルサイト「とうきょう認知症ナビ」をリニューアルし、新しい認知症観の浸透など普及啓発の推進及び本人発信の支援を図った。 ・認知症のある人と家族を支えるために区市町村が行う、住民を対象としたリーフレット等の作成や講演会の開催など、認知症の普及啓発の取組を支援した。	【認知症支援担当】 ・「認知症になっても希望を持って自分らしく暮らし続けることが出来る」という <u>新しい認知症観を浸透させられるよう普及啓発を推進する必要</u> がある。
3 予防（認知症の発症や進行を遅らせる取組・研究の推進）			
認知症の予防の必要性（P330）	認知症の発症や進行を遅らせるための取組・研究を推進します（P330）	【認知症支援担当】 ・区市町村が主体となって実施する認知機能低下予防の取組に対し支援を行い、生活習慣病の予防や身体機能の維持向上を目的とした体操等、認知機能低下の予防に資する各種取組の推進が図られた。 【施設支援課】 ・東京都健康長寿医療センター病院と研究所とが一体となり、令和2年度より認知症未来社会創造センター（IRIDE）として、医療と研究とを統合した取組を実施してきた。 令和7年度からIRIDEにおいて、認知症の発症や進行を遅らせるための以下の取組を実施 ○地域コホートビッグデータを活用して、認知機能の低下を抑制させ、認知症と向き合い楽しく暮らす手法の開発に向けた研究を実施している。 ○センターが保有する生体試料、画像データ等のビッグデータを取りまとめ、認知症研究のプラットフォームとなる「TOKYO健康長寿DB」を構築し、認知症の早期発見や早期予防・治療等につながるよう、外部研究機関や民間企業等へのデータ提供を開始した。	【認知症支援担当】 ・ <u>東京都健康長寿医療センターのこれまでの研究・成果を活用して、認知症になってからもその人の希望に応じて予防に取り組むことができるようにすることが必要</u> である。 【施設支援課】 ・引き続き研究を推進することで、 <u>都民に研究成果を還元することが必要</u>

重点分野 7 認知症施策の総合的な推進			
9 期計画策定時の課題	9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
4 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援			
早期診断・早期支援（P331）	早期診断・早期支援、専門医療の提供及び地域連携を推進します（P336）	【認知症支援担当】 ・認知症検診と検診後の支援の仕組みづくりを進め、区市町村における早期発見から受診・支援への円滑な接続を支援した。 ・初期集中支援チームへの研修支援や、個別ケース支援のバックアップ等を担う認知症支援コーディネーターを配置支援、拠点型疾患医療センターによるアウトリーチの取組などで受診困難事例も含めた早期対応体制の構築を推進した。 ・地域包括支援センター等と積極的に連携する認知症サポート医を「とうきょうオレンジドクター」に認定・公表し、認知症サポート医の活動の活性化を図った。 ・認知症疾患医療センターにおいて鑑別診断や専門医療の提供を行うとともに、医療機関相互及び医療・介護の連携強化を図った。また島しょ地域等の認知症疾患医療センター未設置地域については、認知症支援推進センターによる、相談支援や、認知症の対応力向上を目的とした研修会等を実施し、地域の認知症対応力向上を図った。 ・認知症抗体医薬による治療について、都民の正しい理解の促進を図るとともに、専門職の人材育成を推進した。 あわせて、抗体医薬の投与を行う医療機関の集計・公表を実施し、適切な情報提供の充実に取り組んだ。 ・認知症になっても誰もが安心して暮らせるよう、新たな認知症医療提供体制の構築に着手した。	【認知症支援担当】 ・都による認知症検診や認知症支援コーディネーター配置への支援、区市町村の取組等を踏まえ、 <u>居住地域にかかわらず、早期に必要な診断・支援につながるができる体制の一層の充実が必要</u> である。 ・「とうきょうオレンジドクター」の活動の活性化に向け、地域包括支援センターをはじめとする区市町村との連携を一層促進し、 <u>地域における医療・介護の連携体制の強化を図ることが必要</u> である。 ・ <u>認知症疾患医療センター</u> は、地域における専門医療の提供に加え、地域連携の推進及び人材育成の中核的機関としての役割を踏まえ、 <u>取組の更なる充実を図ることが必要</u> である。 ・ <u>認知症抗体医薬</u> については、 <u>都民への正しい理解の普及啓発を一層推進</u> するとともに、 <u>初期投与から継続投与まで切れ目のない提供体制の確保を推進することが必要</u> である。あわせて、 <u>治療の対象とならない方や治療を選択しない方への適切な配慮を含め、個々の状況に応じた支援の充実が必要</u> である。 ・認知症疾患医療センターを中心に認知症のある人を受け入れているものの、身体合併症や行動・心理症状が重い人への対応が難しいケースや病院経営上の観点から受入れが難しい場合があるので <u>認知症医療提供体制の在り方を検討する必要</u> がある。
医療提供体制の整備（P332）			
新たな治療法への対応（P332）			
医療従事者・介護従事者等の認知症対応力向上（P335）	医療・介護従事者の認知症対応力の向上を図ります（P337）	【認知症支援担当】 ・かかりつけ医、看護師、歯科医師、薬剤師等、病院や地域の医療従事者等に対し、認知症対応力の向上についての研修を実施した。 ・介護従事者及びその指導的立場にある者に対し、認知症介護に関する基礎的及び実践的な研修を実施した。	【認知症支援担当】 ・ <u>認知症のある人の日常生活を地域で支える医療従事者に対し、適切な早期対応や継続的な支援が行えるよう、より認知症対応力の向上を図ることが必要</u> である。

重点分野 7 認知症施策の総合的な推進				
9 期計画策定時の課題		9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
	認知症ケアの質の向上と意思決定支援の推進（P335）	日本版 B P S D ケアプログラム及び意思決定支援を普及・推進します（P338）	【認知症支援担当】 ・公益財団法人東京都医学総合研究所と協働して、行動・心理症状（BPSD）の改善が期待される「日本版BPSDケアプログラム」について、都内の区市町村及び事業者に加え、他道府県の事業所等への普及を開始した。 ・「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を基に、医療・介護従事者を対象に、認知症のある人の意思決定支援に関する理解と対応力の向上を図るための研修を新たに実施した。	【認知症支援担当】 ・ <u>ケアプログラムの更なる普及に向け、導入・活用に積極的に取り組む事業所への支援の充実を図る必要</u>がある。 ・ 認知症のある人が自らの意思に基づいた日常生活及び社会生活を送れるよう、本人の意向を尊重した適切な医療・介護サービスの提供に向け、引き続き、 <u>地域の医療・介護従事者の意思決定支援に関する理解と対応力の向上が必要</u>である。
	家族介護者の負担軽減（P336）	家族介護者の介護負担が軽減されるよう取組を推進します（P338）	【認知症支援担当】 ・ 認知症のある人の家族介護者が心理的に孤立しないよう、家族介護の経験のある人が相談員として対応する電話相談を実施した。 ・ 介護者支援の拠点となる医療機関と連携した認知症カフェの設置など、地域の実状に応じて、認知症のある人と家族の支援に取り組む区市町村を支援した。 ・ 若年性認知症の家族会への支援や、若年性認知症のある人の活動を支援するための拠点整備を行う区市町村の取組を支援した。	【認知症支援担当】 ・ <u>家族介護者の負担軽減に資するよう、引き続き都民への周知や区市町村への支援を推進する必要</u>がある。

重点分野 7 認知症施策の総合的な推進			
9 期計画策定時の課題	9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
5 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援			
「認知症バリアフリー」の推進 (P345)	認知症の人の生活におけるバリアフリー化を推進します (P346)	【認知症支援担当】 ・庁内関係各局と調整し、東京都認知症施策推進計画にバリアフリー化について示した。 ・認知症サポーターの養成支援や、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの養成研修を実施した。 ・認知症のある人や家族のニーズと認知症サポーターを修身とした支援をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」を区市町村が整備できるよう、その中核となるチームオレンジコーディネーターの養成を行うほか、チームオレンジの立ち上げ等に取り組む区市町村を支援した。 ・認知症のある人の行方不明や身元不明について、区市町村におけるネットワークづくりの支援、関係機関向け情報サイトの活用を通じて、早期解決に向けた取組を推進した。 【生活福祉部】 ・高齢者・障害者団体や事業者団体の代表者、学識経験者等で構成する東京都福祉のまちづくり推進協議会を開催し、委員の意見・要望を十分に聴取・反映させるほか、パンフレット等を活用し、福祉のまちづくり条例やバリアフリーに関する情報提供を行った。 ・様々な公共施設等において、利用者の視点に立った整備が進められるよう、地域福祉推進区市町村包括補助事業の採択の要件に「当事者点検」を必須としているほか、当事者参画によるバリアフリー整備の進め方や事例をまとめたハンドブックの活用を働きかけた。 ・車椅子利用者対応トイレに関するバリアフリー情報をオープンデータ化するとともに、外出に必要な情報が集約されたとうきょうユニバーサルデザインナビにおいて情報を掲載し、毎年度更新した。 ・児童生徒を対象とした「心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクール」の実施や、従業員への普及啓発の実施などに取り組む企業を登録・公表する「心のバリアフリー」サポート企業連携事業、障害者等用駐車区画の適正利用に向けた一都三県共同での普及啓発を実施した。 ・都民の「心のバリアフリー」についての理解を促進するため、分かりやすく、体系的に伝えるホームページを開設し、情報発信を強化した。 ・地域福祉推進区市町村包括補助により、情報バリアフリーや心のバリアフリーに取り組む区市町村の取組を支援した。	【認知症支援担当】 ・「認知症になっても希望を持って自分らしく暮らし続けることが出来る」という新しい認知症観を浸透させられるよう<u>認知症サポーターを引き続き養成する必要がある</u>。 ・区市町村におけるチームオレンジ設置を支援することで、<u>引き続き認知症のある人と家族を支える地域づくりを推進する必要がある</u>。 ・<u>認知症のある人の行方不明対策</u>については、早期発見に向け、各<u>区市町村の取組とあわせて、広域的な取組を推進する必要がある</u>。 【生活福祉部】 ・当事者参画の取組により、<u>利用者の視点に立った、建築物等のバリアフリー化を一層進めることが必要</u>である。 ・誰もが必要とする設備やサービスを利用できるために、<u>バリアフリー情報の提供を充実させることが重要</u>である。 ・<u>都民が「心のバリアフリー」について正しく理解し、生活の中で実践できることが重要</u>である。 ・<u>情報バリアフリーや心のバリアフリーに取り組む区市町村等を効果的に支援していくことが重要</u>である。

重点分野 7 認知症施策の総合的な推進				
9 期計画策定時の課題		9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
	認知症の人と家族を地域社会全体で支える環境の整備（P345）	認知症の人と家族を支える地域づくりを推進します（P347）	【認知症支援担当】 - 認知症サポーターの養成支援や、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの養成研修を実施した。 - 認知症のある人や家族のニーズと認知症サポーターを修身とした支援をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」を区市町村が整備できるよう、その中核となるチームオレンジコーディネーターの養成を行うほか、チームオレンジの立ち上げ等に取り組む区市町村を支援した。 - 認知症のある人の行方不明や身元不明について、区市町村におけるネットワークづくりの支援、関係機関向け情報サイトの活用を通じて、早期解決に向けた取組を推進した。	【認知症支援担当】 「認知症になっても希望を持って自分らしく暮らし続けることが出来る」という新しい認知症観を浸透させられるよう認知症サポーターを引き続き養成する必要がある。 - 区市町村におけるチームオレンジ設置を支援することで、引き続き認知症のある人と家族を支える地域づくりを推進する必要がある。 認知症のある人の行方不明対策については、早期発見に向け、各区市町村の取組とあわせて、広域的な取組を推進する必要がある。
	若年性認知症への対応（P346）	若年性認知症施策を推進します（P348）	【認知症支援担当】 都内 2 か所の若年性認知症総合支援センターにおいて、ワンストップ相談窓口としての若年性認知症のある人と家族への相談支援やサービス調整、ピアサポーターによる本人支援を実施した。 - 地域包括支援センター職員などを対象に相談支援研修や、企業、介護・障害サービス事業所、医療機関向け研修会を実施した。 - 若年性認知症の家族会への支援や、若年性認知症のある人の活動を支援するための拠点整備を行う区市町村の取組を支援した。	【認知症支援担当】 若年性認知症のある人を適切な支援につなげられるよう、区市町村や地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等との連携を強化する必要がある。
	認知症の人の社会参加（P346）	認知症の人の社会参加を支援します（P349）	【認知症支援担当】 認知症当事者、区市町村、民間事業者等が当事者の社会参加について意見交換を行う検討会を開催するとともに、当事者と都民との交流の機会や都民の正しい理解の促進等の取組を行う区市町村を支援した。	【認知症支援担当】 全区市町村で認知症のある方の社会参加が一層推進されるよう、検討会等の機会を活用して自治体や民間事業者の積極的な取組を共有し、各自治体における取組を促進するなど、引き続き区市町村への支援が必要である。

重点分野 7 認知症施策の総合的な推進			
9 期計画策定時の課題	9 期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
6 認知症の研究の推進			
認知症に関する研究（P352）	認知症に関する研究を推進します（P352）	【認知症支援担当】 ・公益財団法人東京都医学総合研究所と協働して、行動・心理症状（BPSD）の改善が期待される「日本版BPSDケアプログラム」について、都内の区市町村及び事業者に加え、他道府県の事業所等への普及を開始した。 【施設支援課】 ・東京都健康長寿医療センター病院と研究所とが一体となり、令和2年度より認知症未来社会創造センター（IRIDE）として、医療と研究とを統合した取組を実施してきた。 - 令和7年度からIRIDEにおいて、共生社会の実現を支える認知症研究事業として以下の研究を実施 ①地域における共生社会の実現に向けた取組 ・認知症当事者の社会参加を促す区市町村向けマニュアル作成 ・「空白の期間の支援充実」認知症診断前後の支援プログラムの開発 ②統合ホトを活用した認知機能低下抑制研究 ③認知症検査・早期診断に資する取組 ・血液バイオマーカーの開発 ・認知症モニタリングPET読影ツールの開発 ④T O K Y O健康長寿D Bの運用 【保健医療局】 ・公益財団法人東京都医学総合研究所においては、令和6年度から認知症発症メカニズムの解明と新規治療法・予防法等の確立に向けた研究を推進している。この間、患者脳に蓄積する新たなタンパク質凝集体の構造を解明し、研究成果が令和6年10月にNature誌に掲載された。また、細胞周囲の温度と細胞内タンパク質蓄積との相関性に係る新たな発症メカニズムを示唆する知見を得て、令和7年11月に日本認知症学会で公表した。新規治療法等の開発に関しては、凝集体形成を抑制する新規な変異型タンパク質を見出して、令和7年2月に特許出願、また、細胞内の代謝酵素の一部がタンパク質凝集を抑制することを世界で初めて見出して、令和7年12月に特許出願を行った。新規予防法の開発に関しては、令和6年4月に海外特許のPCT出願を行う等の成果があった。	【認知症支援担当】 ・<u>ケアプログラムの更なる普及に向け、導入・活用に積極的に取り組む事業所への支援の充実を図る必要</u>がある。 【施設支援課】 ・引き続き研究を推進することで、<u>都民に研究成果を還元することが必要</u> 【保健医療局】 ・<u>共同研究機関との連携を深め、研究計画どおりに着実に研究を進めていく必要</u>がある。 認知症の発症メカニズム解明を基盤として、複数の治療法・予防法の可能性について並行的に検討を進めてきたが、各アプローチについて実現可能性、研究進展性および社会実装可能性に差異が認められたことから、<u>研究資源の重点化を検討する必要</u>がある。

下支えする取組 保険者機能強化と地域包括ケアシステムのマネジメント

9期計画策定時の課題	9期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
1 地域包括ケアシステムのマネジメント			
地域包括ケアシステム のマネジメントに おける課題（P363）	区市町村が地域ごとに適切な マネジメントが行えるよう支 援します (P364)	【介護保険課】 ・保険者機能強化のための区市町村職員研修の実施 ・地域包括ケア「見える化システム」の基本操作研修の実施 ・地域包括ケア「見える化システム」を活用した専門家による地域分析研修の実施 ・保険者への技術的助言を通じた地域分析の支援 ・主任介護支援専門員を活用した地域のケアマネジメントの向上事業（高齢包括）において、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員とが連携し、地域包括ケアを推進するための介護支援専門員支援体制・地域づくりを行う区市町村独自の取組を支援 【在宅支援課】 ・区市町村が地域包括支援センターの業務の実施状況に関する事業評価指標データを活用し、地域の実情や特徴に応じた取組を自律的に検討して、業務の重点化・効率化等に取り組めるよう支援している。 【認知症支援担当】 ・認知症疾患医療センターにおいては、鑑別診断等の専門的医療の提供に加え、区市町村からの相談に対する医療的助言を行うとともに、地域の実情に応じて区市町村主催の会議への参画や研修講師の派遣、認知症初期集中支援チームへの後方支援等を通じ、継続的な連携・支援を実施した。 また島しょ地域等の認知症疾患医療センター未設置地域については、認知症支援推進センターによる、相談支援や、認知症の対応力向上を目的とした研修会等を実施し、地域の認知症対応力向上を図った。	【介護保険課】 ・保険者機能強化や地域包括ケア「見える化」システムに係る<u>区市町村職員への研修等について、より活用されるものとするよう引き続き検討することが必要</u> 【在宅支援課】 ・<u>区市町村及び地域包括支援センターが地域ごとの課題に即した体制強化や効果的な取組を進められるよう、支援していく必要がある。</u> 【認知症支援担当】 ・<u>認知症疾患医療センターは、地域における専門医療の提供に加え、区市町村との地域連携の推進及び人材育成の中核的機関としての役割を踏まえ、各区市町村の実情に合わせて引き続き支援をしていく必要がある。</u>
2 地域包括支援センターの機能強化			
地域包括支援セン ターの効果的な運営 に向けた体制の確保 (P367)	地域包括支援センターの機能 強化に向けた取組を支援しま す (P368)	【在宅支援課】 ・地域包括支援センター職員を対象とした研修事業を実施し、多様な課題を抱える高齢者や家族介護者に対し、様々な専門職や関係機関と連携して相談支援を行える人材の育成を図っている。 ・機能強化型地域包括支援センターの設置や、地域包括支援センターの相談体制の充実に取り組む区市町村を支援している。 ・地域住民等と連携した高齢者の見守りや在宅高齢者等の相談に地域包括支援センターと連携して取り組む窓口を設置する区市町村を支援している。 ・生活支援コーディネーターを対象とした研修事業を実施し、地域包括支援センターと連携した住民主体の地域づくりを支援している。	【在宅支援課】 ・高齢者や家族介護者の抱える課題は、高齢化の進展等により一層複雑化しており、<u>地域包括支援センター</u>が期待される役割を十分に果たすためには、<u>職員の資質向上や体制の強化、関係機関との連携強化等を図り、その機能を高めていく必要がある。</u>

下支えする取組 高齢者保健福祉施策におけるDX推進			
9期計画策定時の課題	9期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
1 介護事業者のデジタル活用推進			
介護現場における業務改善や効率化等に向けた課題（P376）	デジタルを活用して介護現場の業務改善や効率化等を支援します。 （P376）	【介護保険課】 ・介護事業者に対してデジタル機器や次世代介護機器の導入を支援するとともに、介護現場の生産性向上に向けてワンストップ窓口の機能を強化するほか、機器導入の伴走型による個別支援や効果的な活用事例を提供するモデル事業所の育成などにより、事業者の取組を支援してきた（介護現場改革促進事業） ・DXをはじめとする生産性向上の取組を推進するリーダー職員を配置・育成して手当の支給を行う事業者を支援することで、介護事業者が生産性向上に継続的に取り組む体制を確保してきた。（介護DX推進人材育成支援事業） 【施設支援課】 ・介護事業所のDX化を推進するため、「介護現場改革促進事業」及び「施設開設準備経費等支援事業」により、介護業務支援システムなどの導入に必要な経費の一部を補助している。加えて、R7年度からは、施設開設時からデジタル介護機器を円滑に活用できるよう、設計段階から利用できる「デジタル介護機器等コンサルティング経費の補助」を実施している。 ・ロボットを活用した介護業務のタスクシェアを進めることで、介護業務の負担軽減を図るほか、介護の周辺業務の負担軽減を図るため、分身ロボットや掃除・配膳ロボットの導入を支援してきた。 ・掃除・配膳ロボットの導入については、他の補助制度が活用可能なことから廃止 【保健医療局】 ・各地域で運用されている多職種連携システムの違いに関わらず、円滑に患者情報にアクセスできる「東京都多職種連携ポータルサイト」を運用し、地域の医療介護関係者等の情報共有を充実することにより、広域的な連携を促進してきた。	【介護保険課】 ・引き続きデジタルを活用した介護現場の業務改善や効率化等を支援していく必要がある。 【保健医療局】 ・地域や病院間の情報共有や連携に向けて運用している「東京都多職種連携ポータルサイト」について、更なる利用促進を図っていく必要がある。

下支えする取組 高齢者保健福祉施策におけるDX推進			
9期計画策定時の課題	9期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
2 高齢者の暮らしにおけるデジタル活用推進			
高齢者が自分らしく活躍できる社会の実現に向けた課題（P378）	デジタルを活用して高齢者の活動を支援します（P379）	【在宅支援課】 ・人生100年時代において、多様なニーズを持つ高齢者の生きがいづくりや自己実現に役立つよう、令和5年9月に開始した社会参加支援のオンラインプラットフォーム「地域参加のトビラ」の機能や連携を強化し、令和7年4月から「100年活躍ナビ」の運用を開始し、仕事や学び、趣味、地域活動に加え、介護現場でのちょっとしたお手伝いなどの有償ボランティア等の社会参加活動の情報発信（「Chot（ちょっと）介護」）を実施している。また、地域社会に参加する機会を提供する区市町村などの取組を支援している。	【在宅支援課】 ・引き続き、 <u>「100年活躍ナビ」の利用拡大を図り、高齢者の社会参加を促進する取組への支援を継続する必要がある。</u>
高齢者が不安なく暮らすことのできる社会の実現に向けた課題（P378）	デジタルを活用して高齢者の安心した暮らしを支援します（P380）	【在宅支援課】 ・ICTを活用した地域における高齢者の見守り体制の整備に取り組む区市町村を支援するとともに、地域の住民団体・事業者等による見守り活動を円滑なものとするためのアプリを開発し、区市町村及び関係事業者等に提供している。 【介護保険課】 ・働きながら介護に取り組むミドル層の負担軽減を図るため、介護に関する情報をワンストップで収集できるほか、地域包括支援センターを24時間予約できるシステム基盤の構築を進めている。 ・要介護認定に要する期間の短縮を図るため、介護情報基盤の円滑な導入・活用及びDXによる期間短縮に向けた取組や事務の効率化を図る区市町村に対し支援する。 【施設支援課】 ・健康長寿医療センターが保有する生体試料、画像データ等のビッグデータを取りまとめ、認知症研究のプラットフォームとなる「TOKYO健康長寿DB」を構築し、認知症の早期発見や早期予防・治療等につながるよう、外部研究機関や民間企業等へのデータ提供を開始した。 ・スマートウォッチを用いて健康状態の把握やフレイルリスクの検知ができる「東京Chojuアプリ」を、区市町村の介護予防・フレイル予防の取組に活用した。	【在宅支援課】 ・ <u>単身高齢者世帯等の増加を見据え、区市町村がより効率的な見守り体制の整備を進められるよう、支援していく必要がある。</u> 【介護保険課】 ・ <u>各世代のライフイベントに合わせた情報提供など、積極的な情報発信を行うことが必要</u> ・ <u>要介護認定に要する期間の短縮等により、速やかな介護保険サービス利用、家族介護者の負担軽減を推進することが必要</u> 【施設支援課】 ・引き続き研究を推進することで、 <u>都民に研究成果を還元することが必要</u> ・区市町村の介護・予防フレイル予防の取組における <u>「東京Chojuアプリ」の活用を促進する必要がある。</u>

下支えする取組 高齢者保健福祉施策におけるDX推進				
9期計画策定時の課題		9期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）	10期計画に向けた課題
	高齢者のデジタルデバイド（P379）	高齢者のデジタルデバイドを 是正します (P380)	【デジタルサービス局】 ・スマートフォンの利用に不慣れな高齢者がスマートフォンを使って行政サービスを利用することができるよう、スマホ教室や相談会を実施した。 ・スマートフォンに関する相談会、相談を通じた交流の場の設置、スマートフォン教室を実施する自治体に対して補助を行った。 ・日頃からスマートフォンを使い、その便利さを知る方が、スマホサポーターとして、デジタルに不慣れな方に寄り添い、スマホに関する困りごとの解決と一緒に取り組む、身近な地域の支え合いに繋げる支援を実施した。 【警視庁】 ・スマホ防犯教室 令和8年度までに、都内の各会場で154回（参加者総数4,852名）、スマートフォン利用者を狙った様々な詐欺被害の疑似体験ができる講座を実施するとともに、スマートフォンのセキュリティ設定等に関する困りごとを解決するための個別相談会を開催した。	【デジタルサービス局】 ・スマートフォン教室や相談会に参加し、<u>高齢者のスマホの利活用を促していく必要がある。</u> ・<u>区市町村の主体的な取組ができるよう、ノウハウの共有等、伴走的な支援を行う必要がある。</u> ・<u>スマホサポーターの養成に取り組むとともに、活動の場を提供していく必要がある。</u>